

第一類 第二号)  
衆議院 第百八十六回国会 法務委員会 議

(第一類 第二号)

二八九

〔治安維持法犠牲者國家賠償法(仮称)〕の制定を  
求める意見書(長野県山ノ内町議会)(第二六八  
号)

取り調べの全過程の可視化を求める意見書(北  
海道深川市議会)(第二六八九号)

取調べ可視化の法制化を求める意見書(北海道  
上砂川町議会)(第二六九〇号)

民法の改正による個人保証の原則的禁止を求める  
意見書(埼玉県所沢市議会)(第二六九一号)

民法の改正による個人保証の原則的廃止を求める  
意見書(埼玉県上尾市議会)(第二六九二号)

山口地方裁判所管内の各支部における労働審判  
及び裁判員裁判実施のための予算措置等を求める  
意見書(山口県下関市議会)(第二六九三号)

は本委員会に参考送付された。

-----

○江崎委員長 これより会議に入ります。

内閣提出、少年院法案、少年鑑別所法案及び少  
年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律  
の整備等に関する法律案(内閣提出第四〇号)  
出入人管規及び難民認定法の一部を改正する法  
律案(内閣提出第五五号)  
裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国  
内治安、人権擁護に関する件(外国人の受入れ  
に係る諸問題)

○江崎委員長 次に、お諮りいたします。  
　本日、最高裁判所事務総局岡家庭局長から出席  
説明の要求がありますので、これを承認するに御  
異議ありませんでしようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○江崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○江崎委員長 質疑の申し出がありますので、こ  
れを許します。階猛君。

○階委員 おはようございます。少年院法等の二  
回目の質疑ということで、私が最後のパッターに  
なりますので、よろしくお願ひいたします。

さて、本題に入ります前に、五月十五日に、熊  
本の少年鑑別所で逃走事件が起きたことについて  
お伺いしますけれども、最高裁の方から、三点お  
答えください。

なぜこの逃走を防げなかつたのか。それから、  
このような事件、再発を防ぐための方策。さら  
に、今回の事件に関する関係者の処分をどうする  
のか。三点についてお尋ねします。

○岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げま  
す。

委員御指摘の事案は、本年五月十五日、熊本家  
庭裁判所八代支部職員が、窃盗未遂の事実により  
觀護措置決定を受けた十七歳の男子少年を熊本少  
年刑事情報室長林眞琴君及び法務省矯正局長畠田博君  
の出席を求め、説明を聴取いたしましたと存じます  
が、御異議ありませんでしょうか。

○江崎委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり  
そのように決しました。

年鑑別所へ官用車で押送し、午後三時九分ごろ、熊本少年鑑別所に到着した後、少年の身柄を鑑別所の職員に引き渡す前に少年が逃走したというのもござります。

通常であれば、押送車両を鑑別所の車庫に入れた後に、職員が車庫のシャッターを閉めるのを待つてから降車するところ、本件では、少年が便意を訴えていたことから、車庫のシャッターがおりていない状態のまま担当職員一名が少年とともに降車し、少年の身柄を鑑別所職員に引き渡す前に、腰繩を握っていた職員の手が緩んだままに少年が逃走したものということです。押送担当の職員が通常と異なる手順をとったことや、腰繩の保持が不十分だったことが原因というふうに考えられます。

押送中の少年が逃走するという事態が発生したことは、まことに遺憾でございまして、周辺住民の方々に御心配をおかけし、また関係者の皆様に御迷惑をおかけしたことについて、大変申しわけなく思っております。

本件を受けて、熊本家庭裁判所では、直ちに少年の押送を担当する職員を対象に、押送の手順や留意点などを改めて指導し、また、幹部職員が熊本少年鑑別所に出向いて、押送の際の手順等について改めて確認を行っております。

最高裁家庭局としても、全国の家庭裁判所に対し、事務連絡を発出し、少年の身柄の取り扱いなどについて注意を喚起したところでございます。今後、さらに問題点の分析を進め、必要な再発防止策を講じていく予定でございます。

また、関係者の処分につきましても、今後さらに調査を進めた上で、厳正に対処することになるというふうに考えております。

以上でございます。

○階委員 通常のやり方と異なる仕方で身柄を引き渡そうとしたということで、その理由として、便意を催したと訴えられたというのがあつたんですけど、これは、少年が偽計手段としてそういうことを言わされたのかどうかということは、確認でき

ていますでしょうか。

○岡最高裁判所長官代理者 少年が押送車両内で便意を訴えていた、また到着したときも便意を訴えたということと、職員としては、急ぐべく、通常の手順と異なる方法をとってしまったというふうにございまして、少年が便意を訴えていたことが虚偽かどうかというところは確認できております。

○階委員 恐らくそこがポイントなのではないかと思つておりますので、そこはちゃんと調べてください。

偽計を用いて逃走を図るというのは、刑法でいうと、加重逃走罪に当たるのか単純逃走罪に当たるのかわかりませんけれども、いずれにしましても、成人の刑事案件で勾留中の人が逃げると逃走罪ということになると思いますが、今回の場合は、お聞きしたところだと、少年鑑別所に送致されて観護措置がとられている少年については刑法の逃走罪の規定の適用はないということだそうではなく思つております。

今回、偽計手段を用いたのかどうかというのはまだ定かでありませんけれども、中には、いろいろな策を弄して逃走を図るという人もいると思いまます。

そこで、こういう観護措置の少年も千差万別です。罪の軽い人から重い人もいます。逆送されるような方もこの中にはいるわけです。そう考えると、少年だからといって逃走罪が全部適用されないといふのがあります。それは、先ほどの期待可能性の問題でございます。それは、先ほどの期待可能性が、ドツツ、フランスなどにおいてはむしろ、単純逃走罪は不可罰というふうになつているようでございます。それは、先ほどの期待可能性とか酷に過ぎるとかいうような議論が恐らく背景にあるのではないかと思ひます。

つまり、そういった諸外国の法制、それから、こういう立法理由が現在も通用するのかどうか、その辺を含めて少しよく考えてみないと、なかなか単純には決められないんだとは思ひます。そういうような認識に今の私は立つております。

○階委員 原則逆送事件、殺人とかそういうことを犯した少年も観護措置になることもありますので、これは被疑者または被告人として勾留状の執行により拘禁された未決の者となつておりますので、これは被疑者または被告人として勾留状の執行によつて拘禁されている者をいうということになります。したがいまして、少年鑑別所送致の規定によりますと、裁判の執行により拘禁された未決の者となつておりますので、これは被疑者または被告人として勾留状の執行によつて拘禁されている者をいうということになります。したがいまして、少年鑑別所送致の規定によりますと、裁判の執行によつて拘禁された未決の者となつておりますので、これは被疑者または被告人として勾留状の執行によつて拘禁されている者をいうということになります。

今回の案件が単純逃走罪かどうかというのは私もよくわかりませんが、いわゆる単純逃走罪で考えてみれば、つまり、暴行等の特別の手段は用いていない、いわゆる単純逃走罪ということを考えていれば、こういう今の規定方式になつていては、つまり、裁判の執行により拘禁された既決または未決の者に限られている、これは一つは、被拘禁者が逃走することについては、そうした行為に出ない期待可能性が低いというような説明が教科書ではなされております。

それから、帝国議会の議事録によれば、これは調べてもらつたんですが、逃走罪の主体を広くすることは酷に過ぎるという当時の議論で、同罪の主體を裁判の執行により拘禁された既決または未決の者に限定したことのようでございました。

そうしますと、さて、どういうふうに考えていくかということですが、一つは、余りにも広げることは酷に過ぎるとか、期待可能性がないとかいうような趣旨が、さて、現在どこまで通用するかというような問題。

それから、諸外国の法制をちょっと見てみたんです。ですが、ドイツ、フランスなどにおいてはむしろ、単純逃走罪は不可罰というふうになつているようでございます。それは、先ほどの期待可能性とか酷に過ぎるとかいうような議論が恐らく背景にあるのではないかと思ひます。

そうした議論の経過を確認させていただきたいのと、現政権においてそれが引き継がれているのかか对外的には少年鑑別所ではなくて別な名前でいよいよというような議論もあつたかと思ひます。

そんなことから、民主党政権時代にこの法案を閣議決定しているわけですから、私は名称のことについて少し意見を申し上げまして、たしか対外的には少年鑑別所ではなくて別な名前で改称されたということです。

○谷垣国務大臣 これは階先生の方がよく御存じなわけですが、民主党政権当時、平成二十四年当時、少年鑑別所という名称を残すこと、しかし、非行の専門機関としての役割については、地域に受け入れられやすく国民が利用しやすくなるために、通称を使用することを検討したと。これは階

少年鑑別所といふべき名称を残すこと、しかし、非行の専門機関としての役割については、地域に受け入れられやすく国民が利用しやすくなるために、通称を使用することを検討したと。これは階委員がそのイニシアチブをとられたというふうに聞いておりますが、そういう検討の経緯は承知しておりますし、私も就任しまして、そういう報告を事務当局から受けました。

そこで、私も鑑別という言葉を少しまだ、経緯等も調べてみたんですけど、特にこういう行刑関係といいますか、犯罪に関するようなことは、制度に名前をつけますと、長い間たつていくと、やはりいろいろなイメージが付着していくことも事実

だらうと思います。ですから、例えば少年院なんかでも、何とか学院とかいうような名前を使つては少年院なんですが、そういう名前を使つてある例ももちろんあるわけでございます。

他方、こういう用語は全てそうでござりますが、ある意味では手あかがついてくる、しかし、ある意味ではそこで仕事をしている者は、私たちの少年鑑別に当たっている者も、自分たちの鑑別という仕事についてはかなり誇りを持ち、その名称にも愛着を感じているという面もあるということだらうと思つております。

そこで、今回も、確かに新しい業務も加わつてゐるわけですが、しかし、中核的な業務は今まで鑑別と言つてはいたものであるということは変わりませんので、私どもは、やはり鑑別という名前は維持していくこうということで一応整理をさせていただいております。

ただ、愛称等をどうしていくかということについては、今後、それぞれの施設で、あるいは全体で統一するかどうかは別としまして、考えていく余地はないわけではなかろう、こんな認識であります。

○階委員 私も、どういう名称がいいんだろうといふことで、ない知恵を絞つていただけでございますけれども、過去には、監獄という名称が刑事施設ということで変更されたケース、平成十七年の監獄法改正でそつたわけですけれども、そのときもやはり監獄という名前が要はイメージが悪いということで、変えられたケースもあるようです。

やはり、歴史、由緒ある鑑別所という名前、職員の方がプライドを持つてるのはわかりますけれども、今の時代に合つてはいるのかどうか、それから、新しい仕事が行われるようになつたときに名が体をあらわすものになつてはいるかどうか。こういうことを考えた場合に、例えば、新たな名称、通称でもいいですが、少年観護育成支援センターとか、そんなふうな名前でもいいのかなど思つております。

大臣それから副大臣にも、御意見がありましたら、お願ひします。

○谷垣国務大臣 今伺つたお考えも一つあるのかなという気はいたしますが、いずれにせよ、少しも思つております。そこで、当面は、やはり私は、先ほど申しましたけれども、職員等の、私もちよつと聞いてみましたが、鑑別という用語それからその職域に誇りを持つてはいる方がかなりおりまして、そのことも重視しなければいけないなという気持ちがござります。

○奥野副大臣 想定外でありまして。

私も、階さんと我々のところが鑑別所という言葉で議論しているということを聞いて自分がから、代案を出せよと僕は事務方に言つて、一応おつしやった少年観護育成支援センター、これも事務方とよく相談していただいて、今、階先生がいた業務は、家庭裁判所の行う少年に対する調査または審判などのために行う鑑別等々とは支障を来さない範囲で行うというのが今までの扱い方でございまして、副次的な業務として位置づけられけれども、人間を鑑別するというのはやはりちょっと違つたという感じを受けているものですから、代案を私も聞いています。

ですから、もし皆さん方が私と同意見ならば、おつしやった少年観護育成支援センター、これも一つの考え方だらうと思います。ですから、よく話しあつていただきて、時代に合つたものにしていただければいいんではないかなと個人的には思つております。

○階委員 奥野副大臣、私の考えを代弁していただいたと思います。

やはり鑑別というのは、私のこれまでの経験からいうと、ひよこの鑑別というのが真っ先に思いつくことがありますけれども、今は人間の鑑別というのは、私はちょっと余りにも人間を動物扱いしているというか物扱いしているというか、そういう印象を抱くわけです。そういう点から、今回の法改正を契機にこうした名称の問題についても光を当てていただきたいと思つております。

先ほども申し上げましたけれども、今回、少年鑑別所に法律上、新しい機能が明記されたという

ことあります。非行及び犯罪の防止に関する援助ということですけれども、現行法に比べて新たな少年鑑別所法案においては、条文上も位置づけて積極的な扱いをされた、この狙いを教えていただけますでしょうか。

○谷垣国務大臣 現行少年院法の第十六条の二第一項の規定がございまして、少年鑑別所は、家庭裁判所等以外の者からの依頼に基づいて、家庭裁判所からの依頼というのは本来業務でございますが、そういった方々以外からの依頼に基づいて少年の資質を鑑別する、これを一般少年鑑別と言つておりますが、それを行つてきております。こういった業務は、家庭裁判所の行う少年に対する調査または審判などのために行う鑑別等々とは支障を来さない範囲で行うというのが今までの扱い方でございまして、副次的な業務として位置づけられておりました。

それで、これを一般少年鑑別と呼んでいるわけですが、少年鑑別所は非行のある少年に対する鑑別業務を通じて蓄積した非常な専門的知識、技能を有しております。これは地域社会の非行及び犯罪の防止に相当寄与することができるのではないかと思つております。地域における非行問題に関する専門機関として少年鑑別所は役割を果たしていくことができる。

それから、再犯防止に向けた総合対策というのが平成二十四年につくられておりますが、この中でも、少年非行の防止が非常に重要な課題としていくことができる。

ですから、再犯防止に向けた総合対策というのが平成二十四年につくられておりましたが、この中で、少年鑑別所が専門的知見に基づいて地域社会における非行、犯罪の防止に寄与することが期待されておりました。

そこで、新しい法案では、少年鑑別所の長は、地域社会における非行及び犯罪に関するいろいろ議論される中で、少年鑑別所が専門的知見に基づいて地域社会における非行、犯罪の防止に寄与することなどが期待されておりました。

○谷垣国務大臣 この規定は、少年鑑別所が有する少年非行に関する知識経験、知見に基づいて寄与できることをやつていただきたいという趣旨でございまして、特に能力が發揮できますところは、犯罪少年の心理分析とか、それから少年非行に関する専門的知見、技術と経験、こういうものを活用することだと思うんです。

自分の子供の育ち方あるいは非行のあり方で悩んでおられる御両親からの相談なんかにはいろいろなものがございまして、中にはやはり、ちゃんと勉強するようにどう指導したらいいかというような依頼もあるわけでございます。これは必ずし

務として位置づけていくことにしたわけでございます。

○階委員 今、従来は副次的業務であったものを本來的業務に改めるんだということでした。

お手元に資料をお配りしておりますが、今、大臣の表現で一般少年鑑別といふうに言いあらわれていたと思いますが、一般の方が来所したり電話によつて相談をする件数、全国五十二都道府県から依頼というものは本来業務でござりますが、少年鑑別所それぞれの受け付け件数を示しております。平成二十五年一年間で、トータル一千四百六十八件という件数でござりますけれども、例えば私の地元の盛岡などで、年間で十一件ぐらい。副次的だつたということは、あるのかもしれませんけれども、余り利用されることはなかつた。

私は、今回、本來的な業務にするのであれば、より活用を促していく方策が必要なのではないかと思つています。

その上で、一つ気になること。新しい法案の百三十一条で、専門的知識及び技術を必要とするものに応じるというようなくだりがあります。専門的知識及び技術を必要としなくても、さまざまなお相談に応じてあげるのが、私は地域の非行の防止などに役立つのではないかと思つております。

この文言、余り厳密に解釈すべきではないのではないかと思つておりますが、この点、大臣、解釈の方針を明らかにしてください。

○谷垣国務大臣 この規定は、少年鑑別所が有する少年非行に関する知識経験、知見に基づいて寄与できることをやつていただきたいという趣旨でございまして、特に能力が發揮できますところは、犯罪少年の心理分析とか、それから少年非行に関する専門的知見、技術と経験、こういうものを活用することだと思うんです。

自分の子供の育ち方あるいは非行のあり方で悩んでおられる御両親からの相談なんかにはいろいろなものがございまして、中にはやはり、ちゃんと勉強するようにどう指導したらいいかというような依頼もあるわけでございます。これは必ずし

も鑑別所でなくたってできるわけでございますし、やはり、鑑別所の専門的知見が中心であつて、単なる一般相談に応じる責務はないということを明らかにしたものだというふうに私は理解しております。

こういう、非行少年を育てたり、その保護者の御苦労に対して、誠実に対応することはもちろん必要でございますが、この規定は、そこまで全部責務として負うわけではないということを明らかにしたもので、適切な運用に努めてまいりたいと思思います。

○階委員 専門的知識及び技術を必要としなければ相談に応じないということだと、ちょっとハードが高い感じがしますので、そこはぜひ運用上誤解がないようにしていただければと思っております。

それから、この一般相談は学校の職員なども利用できるというふうに伺っておりますけれども、忙しい中、来所するというのはなかなか大変なことですし、電話では、なかなか細かいことが口頭では伝えにくいこともあります。また、多少離れた地域から来るのは大変だということもありますので、メールでの相談なども受け付けるようにならざるを得ないかと思うんですが、この点、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 今おっしゃった、学校からの相談などには積極的に応じていく必要があると思っておりますので、そこはちゃんと応じていきたいたい。

それから、今のメールですが、差し当たつてこ

ういう業務を設けましたので、一般相談をしやす

い環境を整えるという意味で、専用の電話回線を

全庁に配備するというような準備は今いたしてお

るわけでございます。また、メールについてどう

あります。まだ整理ができるわけではありませんが、この電話の専用回線の利用状況、

運用状況を見ながら検討していくといふこと

でございます。

○階委員 今やメールは頻繁に使われているわけ

でございまして、そういうツールも活用して一般相談をふやしていただければと思つております。この一般相談の目的は、地域社会における非行及び犯罪の防止のためということだと思つています。条文上そくなつております。

そこで、そうした効果が上がつてゐるのかといたこととか、あるいは、相談件数がどうなっているのかと、いうことを積極的に公表して、広報して、この活用を促していくべきではないかと思つております。この点について、大臣の御見解をお願いします。

○谷垣国務大臣 やはり、専門的知識、知見を利⽤していただきためには広報も必要だらうと思いますし、それから、委員がおっしゃったように、では援助業務を実施していくけれどもその効果の検証をしないということでは、やはり実績が上がらないのだろうと思います。

ただ、効果の検証、実はなかなか難しいところがございまして、学校やあるいは御本人、保護者いろいろな相談が寄せられる中で、どういう効果があつたかという検証、我々もやりたいし、やらなきやいけないんですけど、プライバシー保護の観点等々もございまして、網羅的に全部の情報を把握していくのは相当問題点もあるうかと思いまます。

しかし、そういう問題点はあるけれども、やはり、効果の検証ということをどういう手法でやればいいのか、積極的に考えていかなければいけないと考えております。

○階委員 従来の少年鑑別所のイメージは、やはり一般社会と隔絶されているイメージがあつたと思うんですが、こういう活動を通じて地域に貢献しているんだ地域にとって必要不可欠なものなり得るかと思つていますので、ぜひ積極的に御検討をお願いします。

それから、少年院の方に話を移したいと思います。

少年院の矯正教育についてなんですが、先日、

この委員会の皆さんと一緒に八王子の少年院を察させていただきました。非常にありがたいことに、現に入院されている少年たちとお話をすると機会もありました。

私は、そのときにちょっと気になったのは、就職の模擬面接というのをやつておられて、それを見たんですね。教官の方が、その模擬面接のときには自分は少年院を出たんですけど、どういうことを正直に答えていた少年に対して、そういうことを言うとマイナスになる場合もあるから、例えば、親の介護をしていたとかそういう言い方もあるよといふ話をしていたのが気になりました。

私は、うそを言ってその場を取り繕つて就職したとしても、本人も苦しいでしようし、また、万が一発覚した場合には、かえつてその後の立ち直りを阻害することもあり得るのではないかと思つています。確かにマイナスのことを伝えるのは勇気が要ることかもしれませんけれども、自分がやつしたこととしつかり向き合わなければ反省も更生もないと思つています。

先ほど申し上げたような教官の指導については改めるべきだと思うんですが、大臣のお考えはいかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 私も少年院に参りました、SSTと呼んでおりますが、テレビゲームじゃありませんが、ロールプレイングゲームというようなことをやつて、それぞれ社会に復帰したときにどういう問題に遭遇するかというのを、それぞれ役割分担しながらその研究をするというようなことをやつておられるわけです。

それで、階委員がおいでになつたときのその階委員の問題意識も実は職員から聞きまして、中でもいろいろ議論をいたしました。私、結論から言えども、事実と異なることを述べるような指導をすることは、指導する側としては適切ではないと思ひます。やはり、そういう基本的な筋はきちっと通していかなきやいけないと思ひます。

ただ、職員の話も聞きまして、いろいろ悩みが深いなと思いますのは、今、ハローワークなどを

通じまして協力雇用王の方々なんかには、これは少年院にいた子だけれども雇つてほしいということを言つて、実際、いや、自分も昔はやんちゃしがたいところも随分出てきておりますが、就職が決まる中では、それを明らかにして決まるというのはまだ少數でございます。正直に自分は少年院にいたということを言つた場合に、大部分の場合は、それじや無理だなということになつてしまふのがほとんどである。ここに非常に悩みがございます。

ですから、違つたことを言つてございまして、そういう表現は、私は階委員のおっしゃるよう部を明らかにする、それは階委員の公の席で言うのはいいかどうかわかりませんが、やはり、その間、職にはついていなかつたといふことは事実でございますから、そういう表現とかいろいろなことがあり得るのかなと、実は職員と議論をして思ひました。

それから、あのSSTの役割の中には、うそをついたらどうだというようなことはもちろん論外でございますが、いろいろな検討の過程があるんだろうと思いますね。つまり、そこで君、正直に言つたのはよかつたね、だけれども、その後、それが雇用先にわかつやつたらどうするのか、そのときにそれを問い合わせたらどうするのか。そういういろいろな試行錯誤の過程を、疑似体験といいますか、それをみんなで、そうなつたとき君はどう対応するのかといふような役割はあそこはあんただろうと思ひます。ですから、運用の仕方はいろいろだなど、職員と議論をしまして感じた次第でございます。

ただ、原則は原則でございますので、委員の御指摘も踏まえながら、中での運用というのによくまた研究していきたいと思つておりますし、



方は、空港や海港における審査ブースでの自己申告情報に基づく対面審査によって、限られた時間の中でも上陸の許否を判断する必要があります。一部の問題のある外国人のために、審査ブースでの審査に時間をかけ、大多数の歓迎すべき方々をお待たせするわけにはいきません。

このことを考えると、観光立国推進の見地から、ASEAN諸国を中心に査証免除の対象国が拡大しておりますが、治安上懸念のある国を対象とする場合には、査証免除とするか否かについて慎重な検討が必要であると考えます。

査証免除は訪日外国人の拡大につながる措置の一つであるというふうには思いますが、そのため我が国の安全を犠牲にするということはできません。査証免除を行っても不法滞在や犯罪、テロ等の問題を生じないような仕組み、体制の構築とセットで査証免除について検討されるべきものと考えます。

また、そもそも訪日外国人の増加のためには、査証免除を含む手続の簡素化というよりも、外国人の方が日本を訪れたいと考えるような、いわばコンテンツといいましょうか、内容の充実の方が大事だというふうに考えます。例えて言えば、おもしろいテーマパークがあつて、仮に入場料がそれなりでも、そこに何度も訪れるということはあるかもしれません。他方、中身がつまらなければ、入場料が幾ら安くても客は来ないということになるのではないかでしょうか。

話題はかわりますが、平成十九年の二月一日以降、入管法に基づきまして、本邦に乗り入れる全ての船舶及び航空機から、乗客等の氏名、生年月日、国籍といった身分事項の事前提出が義務づけられております。特に、空港に乗り入れる航空機につきましては、その多くが事前旅客情報システムを通じて入国管理局に提供されております。また、入国管理局においては、入管法違反者情報のみならず、犯罪歴、関係行政機関から入手した国際テロ等を企図するおそれのある外国人及びその関係者の情報等をリスト化して整備しているとい

うふうにも伺っております。これらの事前旅客情報と入国管理局のリストとを照合することにより、厳格な入国審査を行うことができます。

しかし、テロリストや外国における犯罪歴等の情報を網羅的に把握するということは困難であると考えられます。そういたしますと、入国管理局におきましては、これまで以上の情報収集を行い、かつ、収集した情報を分析し、問題のない外国人と問題のある外国人とを区別できるようになります。これが重要になつてくるのではないかと考えます。

今回、国会に提出されております入管法の一部改正法律案におきましては、本邦に入る航空機を運航する運送事業者等から、乗客の予約に関する記録を上陸審査前に入手できるようになり、それによれば、個々の乗客の身分事項のみならず、複数の乗客相互の関係、例えは同行者等ありますとか、そういう情報なども事前にわかるということのようござります。このことで、入国管理局が取得できる情報の質と量、これが大幅に増加することになり、事前旅客情報とリストをあわせて活用することで問題のある要注意人物を迅速に割り出すことができることにつながるというふうに考

えます。

このように厳格さを維持しつつ迅速な入国審査を行うためには、昨年十二月に閣議決定されました「世界一安全な日本」創造戦略でも述べられておりましたが、出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化が不可欠となつてきていると言えるのではないでしょう。

インテリジェンス機能が強化されることにより、情報収集の質と量が増加し、かつ、収集された情報を迅速に分析し、問題のある外国人に係る情報を全国の空港や海港が共有することによつて、水際での不法入国、不法滞在を企図する者の阻止が可能となり、より社会的コストが少なく効率的な不法入国者等に対する対策がとれるものと考えます。

したがいまして、観光立国を安心して推進する

ためには、入国管理局において警察等関係機関等と連携を強化し、情報収集をしつかり行つていただけ、ハイレベルな分析を行うことでテロ対策を含む水際対策の強化を図つていただきたいと思います。

統いて、個人識別情報の取得について申し上げたいと思います。

平成十九年の十一月から、我が国に上陸しようとする外国人に対し、指紋や顔写真という個人識別情報の提供が法律上義務づけられております。これによりまして、上陸申請者と旅券名義人との同一人性の確認及び入国管理局が保有する要注意人物との照合をより正確かつ迅速に行うことなどが可能となりました。

また、過去に退去強制歴がありながら、偽造旅券や他人名義の旅券を利用して繰り返し不法入国をしようとする者についても、入国管理局が保有する被退去強制者の指紋及び顔画像と照合することにより確実に発見できるようになります。

個人識別情報の活用による退去命令者及び退去強制者数は、個人識別情報を活用した入国審査の実施から平成二十五年三月末現在までの間で累計約三千八百人に上ることでございます。この数字以上に、我が国への渡航を諦めた犯罪者等がいるであろうということを考えますと、我が国のお安全にとつて極めて有意義な成果であるというふうに考えております。

もつとも、過去の退去強制歴が発覚するのを避けるために偽装指紋事案も発生していると聞いております。これに対しても厳格に対処する必要があります。その意味におきまして、警察等捜査機関への告発、通報や、偽装指紋の発見のための機器の改善ということも必要ではないかと考えます。

さらに、平成二十一年の八月からは、ICPOOが保有しております紛失・盗難旅券のデータベースを入国審査に活用しており、これにより、紛失・盗難旅券を悪用したテロリストや、我が国での不法行為を企図する者等による不法入国情事案へ

の対処が図られているというように伺っております。

ここまででは、上陸前の措置について述べてまいりましたが、次に、上陸後における問題のある外国人の確實な発見について述べたいと思います。

今から二十一年前になりますが、平成五年、我が国における不法残留者数は約三十万人に上りました。その後、これまでの水際対策や摘発強化の推進によりまして、不法残留者数は、平成二十六年一月一日現在、約五万九千人まで減少しております。

しかし、数が減少しているからといって、審査や取り締まりの手を緩めれば、厳格な審査等の結果として我が国への入国を諦めていた犯罪者や不法滞在をもくろむ者がまたどと押し寄せてくるおそれも否定できません。入国管理局には、引き続き、この数が限りなくゼロに近づくよう努力を重ねていただく必要があります。

また、一見して違反者とわかる不法残留者が減少する一方で、近年、偽変造文書あるいは虚偽文書を使用すること等によりまして、身分や活動目的を偽つて在留許可を得て偽装滞在者が増加しております。この数が限りなくゼロに近づくよう努力をしていくことです。

我が国に不正に入国、在留を図ろうとする外国人は、審査や取り締まりが厳しくなれば、その網をかいくぐろうと、新たな手口を考えるものであります。我が国の治安を守るために、新たな手口に対応して、これらを防止、発見する仕組みをつくり、常に適切に対処していくかなくてはなりません。

このような状況にありまして、平成二十一年の入管法等の改正によりまして、平成二十四年の七月九日から、中長期在留者を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握する新しい在留管理制度が導入されました。これによりまして、住居地や所属機関に関する届け出義務が課されたほか、中長期在留者に関する情報の継続的な把握を目的として、入国管理局の職員による事実調査権が拡充いたしました。私も、

このときの改正に当たりまして、出入国管理政策懇談会の専門部会のメンバーとしてかかわらせていただきました。当時は、点による管理から線による管理というようなことが言われたものであります。

このように事実調査権を拡充したもの、実効的な措置を実施するためには、警察など国内の関係機関との連携は必須のことでありまして、これまで以上に緊密な連携を期待しているところでございます。

ここまで、我が国の治安の維持という観点から入管行政に係る措置について意見を述べてまいりました。ここで、入管法違反に係る罰則等の強化について一言述べさせていただきたいと思います。

現行法の制度におきましては、上陸しようとする外国人の申告する活動が虚偽であれば、上陸が認められることはございません。例えば、我が国で働くことを目的としているながら、観光目的で、このようなことを偽って入国しようとする外国人については、その意図が明らかであるときには上陸が認められません。しかし、巧妙にうそをつくなどして入国審査官を欺いて上陸許可を得た場合、このこと自体は、今の段階では犯罪ではないかもしれません。欺いて取得した在留資格を取り消すことができるのはどまります。果たしてこのままでよいのかどうか、検討する必要があるのでないでしょうか。

以上、主として我が国の治安、安全を守るという観点から意見を述べさせていただきました。

もとより、私は外国人の受け入れ拡大に反対という立場ではございません。外国人労働者の受け入れについては、いろいろな議論があるようですが、さしあげけれども、高度外国人材の受け入れ、観光立国の推進については大いに進めるべきであるというふうに考えております。

しかし、受け入れの拡大は、これを悪用しようとする者への対処策とあわせて検討されなければなりません。一方だけを見た議論というのは、約

三十万人の不法残留者を六万人を下回るまで減少させたこれまでの努力を無にし、我が国の安全を犠牲にすることになります。

もちろん、外国人犯罪など治安の問題を殊さら取り上げて偏見を助長するようなことがあつてはならないのは言うまでもございません。しかし、ルールを守つて入国・在留する大多数の善良な外国人に対して、我が国のよさを理解してもらい、一層友好関係を築いていくためにも、また、訪日外国人の方々に対するおもてなしのためにも、ルールを守らない者への厳格な対処はあわせて行っていかなければならぬと考えております。

委員の皆様におかれましては、こうした観点を含めまして、今後の外国人受け入れの議論を行つていただきたいということをお願いして、私の意見といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○江崎委員長 どうもありがとうございます。

次に、高橋参考人にお願いいたします。

○高橋参考人 御紹介いただきました日本総合研究所の高橋でございます。

本日は、当委員会でお話しさせていただくことを大変光栄に存じます。私からは、経済を見ておる目から、あるいは、私も一時金融業界に身を置いて、日本のコスト、これは相対的に低下しております。そして今、デフレ脱却・経済再生の動きが始まっています。このように、日本を取り巻く内外環境が大きく変わり始めています。そういう中で、アジアの先進国あるいは成熟国としての日本の安定感が改めて見直され始めている状況ではないかというふうに思います。

今こそ、日本をアジアのあるいは世界の人、物、金、情報のハブとしてアピールして、巻き返すことによって、あるいは円高が是正されたことによつて、日本のコスト、これは相対的に低下しております。そして今、デフレ脱却・経済再生の動きが始まっています。このように、日本を取り巻く内外環境が大きく変わり始めています。そういう中で、アジアの先進国あるいは成熟国としての日本の安定感が改めて見直され始めている状況ではないかというふうに思います。

まず、高度外国人材の受け入れ促進の必要性といふことでございます。

昨今、企業活動や研究分野のグローバル化が進展して、世界的な高度人材の獲得競争が起きていました。これは御案内のとおりでござります。それは、社会につきましても、今後ますますグローバル化していくことが求められる中で、海外からの人材、社会につきましても、今後ますますグローバル化していくことがあります。

また、さまざまな学術、産業分野での高度外国人材の活用は、我が国の研究・技術レベル等の国際競争力の強化につながることにとどまらず、日本での外国人の生活を通して、日本の文化や立場にかかる国際理解を促進し、送り出し国と日本との間の交流の拡大、あるいは日本の海外での市場形成などにも役立つものでありますし、海外への日本のプレゼンスを拡大する方策であるとも言えると思います。

特に、アジア諸国などにおける外交面での緊張関係の高まりのものでは、さまざま側面での人を通じた理解の促進は、日本とアジア諸国間の良好な関係を構築する上でも極めて有益と考えられます。

なお、外国人材の増加は日本人の就職の機会を奪うものではないかとの懸念もありますけれども、グローバル競争の中ではそもそも高度人材に国境はありません。また、日本人の高度人材の育成という観点からも、切磋琢磨し、競争を勝ち抜く環境をつくるという観点から、高度外国人材への門戸開放は有効というふうに考えます。

ただし、外国人を搾取して、安く使って、日本人の職を奪つているというような内外からの批判を招かないようなるべくは極めて大切だというふうに考えております。

続きまして、具体的に取り組むべき方策の方向性と申しますと、申し上げさせていただきたいと思います。

高度人材ポイント制は平成二十四年五月から始まり、約二年が経過しております。一定の効果があつたと評価できると思いますけれども、高度人材の受け入れ、ボリュームとして考えて、まだ十分な受け入れには至つていないというふうに思ひます。

そこで、高度外国人材の活用促進のために、施策面、制度面において一層の改善を行うことが必要というふうに考えます。

第一に、他国との比較において日本が選択されるよう、遜色のない条件を整備することが不可欠であります。これまでの優遇措置の有効性を国際的な視点から見直すことが必要だというふうに思ひます。

多様な人材、高度な人材を量的に確保、登用できる状況をつくり出すためには、特に人国の条件になりますボイント制、ここを見直すことが有効であると考えます。

例えば給与面のボイントですけれども、若年研究者の賃金というのは世界的に見ても決して高くはないと思います。高度な研究を行う貴重な国際的な人材を確保するためには、このような年収条件について、実態や必要に応じて柔軟に見直すべきというふうに考えます。

第二には、高度外国人材の受け入れ促進に当たっては、企業側の受け入れ条件や社会福祉を含めた生活環境の改善など、個人が有効かつ健全に研究や業務に従事できるように、生活全体での支援を充実させることが重要だと思います。

例えばでございますけれども、私も若干金融界の経験がござりますけれども、私も若干金融界の経験がござりますので、そうした経験から申し上げますと、世界の金融界、とりわけ投資銀行部門では非常に活発にグローバル展開が行われております。そこで働くいわゆるインベストメントバンカー、彼らの活動はボーダーレスでございまして、とりわけアジアでは、東京は、シンガポールや香港、こういった国際金融都市と競合しております。彼らはこういった国際金融都市を仕事場として選択するわけですけれども、彼らは単身ではなくて家族同居で働くことが多いわけでした、どの金融都市を選択するかということに当たって、彼らは、トータルな生活条件のよしよし、こういったものについて極めて重きを置いて判断しているというふうに考え方られます。

親あるいは家事使用人等の帯同、ナースサービスやベビーシッターの有無、子弟の教育環境の整備など、彼らの外國での暮らしのストレスを軽減し、あるいは現地に適用しやすくする生活環境、こういったものを日本も意識して整備していくことが必要であるというふうに考えます。

昨今は、交通機関などで英語の表記が随分進んでおりまして、そういう面ではかなりの進展が見られると思います。ただ、実際に彼らに伺つてみ

ますと、例えば、病院であるとか教育施設、あるいは日常のスーパーやコンビニに行つたとき、全く英語の表記がない、そもそも自分の買いたいものがどこにあるのかといふことさえもわからなくなるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、やることが多くあるというふうに思います。そうした措置は、決して高度外国人材だけではなくて、これからふやくおられたための環境整備としては、や paramString

○江崎委員長 どうもありがとうございました。

次に、鳥井参考人、お願いいたします。

○鳥井参考人 鳥井と申します。

このような場で発言をさせていただきまして、非常にありがたく感謝しております。

私は、移住連の事務局長というものを務めております。移住連といいますのは、移住労働者と連帶する全国ネットワークといいます。

私たちの移住連は、一九八〇年代からこの日本の労働市場の求めによって急増した移住労働者との家庭、ニューカマーの人々に対する差別、人権侵害や労働問題を取り組んできた各地のNGOや労働団体によつて一九九七年につくられた全国ネットワークです。

また、私自身は、個人加盟の労働組合であります全統一労働組合のオルグを職業としております。近年、オルグを職業なんと言う者は余りおらないんですけども、化石に近いかもしませんが、私は胸を張つてオルグを職業としておると申し上げる次第であります。

この全統一労働組合で、一九九一年からニューカマーの組合加入が相次ぎ、これまで、四十五カ国、約四千名以上のさまざまな国、とりわけアフリカ、南アジア、中国からの労働者が登録しております。年間平均で二百件ほどの相談を受け、使用者との交渉などを行つてまいりました。また、一九九三年以来、いわゆる外国人春闘を取り組んでまいりました。

また、技能実習生ネットワーク、これは二〇〇〇〇年に、当初、外国人研修生問題ネットワークとしてスタートしておりますけれども、この運営委員も務めております。

そのような経験と、移住連での全国のNGOのネットワーク活動を通じた現場からの立場で、意見を申し述べます。

なお、私は、これまでの活動について、昨年六月、ワシントンにおいて、アメリカ政府、ケリー国務長官から、TIPPヒーロー賞を授与されておりました。それについては、恐縮ではあります

が、お手元の新聞記事などを御参照いただければ幸いです。

さて、今回は、外国人受け入れに関する諸問題についての意見陳述ということですが、現在のこの日本社会が取り組むべき課題として、外国人の受け入れを促進するのかしないのか、受け入れるのか受け入れないのかというよりも、私は、いかにして受け入れるのかという課題に政治が応えていくべきだと考えております。

まず、これまでいかに日本が外国人を受け入れてきたのか、現状を述べたいと思います。今、外国人受け入れについて活発に議論されていますが、人口減少、労働力不足に対応するための外国人材活用については、二〇〇五年から二〇〇八年にも、政府、政党、経済団体などから相次ぎ提起されました。また、それを経て、二〇〇九年には入管法と住民基本台帳法が改定され、外国人登録法が廃止されたことは御案内のとおりです。

二〇一二年七月から始まつたこの新しい在留管理制度は、戦後の日本の外国人政策の中において設定されるべき滞在のための期間なども多様であるべきですし、特に長期滞在による効果も適切に評価し、必要に応じて在留期間の延長などの措置も講じるべきであるというふうに考えます。

ただし、一方で、制度の厳正な運用は重要な課題だというふうに思います。量的な増加や期間延長などの緩和促進を進める一方で、時代に応じて高度人材の定義を修正することも想定しつつ、しかしながら、制度が厳格に運用され、弊害が是正されていくというようなことが同時に行われる必要がありますことは言うまでもないというふうに思っています。

私が陳述は以上でございました。ありがとうございます。(拍手)

構造的に締め出し、見えなくしようとしました。

不法滞在者などとも言われますが、ここでは、国連や私たちがふだん使用する非正規滞在者と言わせていただきます。

実は、非正規滞在者たちは、今や、地域、学校、職場の大切な一員となっています。いや、不可欠な存在と言つてもいいでしょう。一九八〇年代のいわゆるニューカマーの外国人は、多くは非正規滞在でした。

ところで、不法就労は犯罪の温床キャンペーン

というのがありますが、どこを探しても、非正規滞在者たちは、彼女たちが犯罪の温床になつたといいます。企業活動を活性化させ、私たちの日々の生活を支えました。

ある者は、金属プレス、マッキ、ゴム、プラスチックなどの製造業で、ある者は、今まさに焦点となつてゐる建設分野や解体の現場で、ある者は、居酒屋で癒やしを提供しました。長野オリンピックの建設需要に対応し、厳しい現場で一生懸命働いたのも、彼ら、彼女らです。そして、サービス残業に抗議の声を上げ、未払い残業代支払いの先駆けとなつたのも、彼ら、彼女ら、非正規滞在者です。また、ある者は配偶者となり、地域の重要な一員ともなっています。そして、總じて、彼ら、彼女らは、私たちに地球というものを意識させること、つまり、この世界、国際社会の一員であることを認識させることとなつています。

この非正規滞在者の顔を思い浮かべますと、この三十年近く、私はさまざまなお談をやつてきましたから、百の相談に百の物語といいますか、一人一人の物語があるわけです。ただ、きょうは、時間の関係でそれを語ることは許されておりません。

日本政府は、滞在が非正規となつても、特別に在留資格を与える在留特別許可を与えてきました。婚姻などを通しての日本人や永住外国人とのつながり、日本への定着、人道的な配慮で法務大

臣が裁量で許可を与えるというのですが、まだ約六万人の人たちが非正規滞在者としているわけです。

ただ、欧米諸国、韓国等では、一定の条件を満たせば一齊に滞在を認める制度、アムネスティ

も実行していますが、日本ではまだ行われたことがありません。二〇〇九年七月に、新たに在留特別許可に係るガイドラインが設けられました

が、まだまだ許可を受けるハードルは高いのが実情です。

さて、二〇〇九年の入管法の改定では、外国人技能実習制度も新しくなりました。皆様御周知のとおり、技能実習が在留資格として分離しました。ただ、そもそも技能実習制度の目的に変更があつたわけではありません。研修を拡充するものとして創設され、開発途上国への技術移転を目的としているものです。

しかしながら、一九九三年の制度創設以降、技能実習制度では不正行為が横行し、この社会に対して労働基準の崩壊と人権侵害をもたらしていま

す。

これに対し、不正行為が制度趣旨を理解しない一部の不心得者によるものと反論される方もおられるようです。しかし、それが一部であれば、私たちのような非力なNGOであつても、行政の協力を得、とつくる昔に解決させています。これははつきりと断言できます。

事実は、実態はどうであるか。例えば、残業代時給三百円の職場に駆けつけます。社長、使用者、監理団体には止を求めて、どうして自分のところだけに来るのが、同業者はみんな同じなのです。

出入国管理政策懇談会の分科会での議論を受け、四月四日の経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議の提出資料で、法務省は、多くの意見が表明され続け、現代の奴隸制度と指摘されているのです。

さて、次に、今いかに受け入れようとしているのかについてです。まず、やはり外国人技能実習制度についてです。

次に、建設分野における外国人材活用に係る緊急措置についてです。

前述したような多くの批判を受けてきた技能実習制度の上に積み上げる形で出されたのが、今回の緊急措置です。緊急措置は、外国人に特定活動の在留資格を付与するとしていますが、政府は、残念ながら、現在の技能実習制度の継続、拡大を前提としてこの措置を決定しました。しかし、先ほど述べたように、外国人労働者受け入れと技能実習制度とは縁もゆかりもないはずです。

国交省は、不法就労や人権問題などを懸念する声もあることから、技能実習制度を上回る新たな特別の監理体制をとしています。しかし、これは全く実態に即しておらず、的外れです。技能実習生の不法残留はごくわずかです。それどころか、雇用先の不正行為や人権侵害に対する逃げる自由さえない拘束状況にあることが奴隸労働との指摘、批判を受けています。

また、二〇一〇年に監理が強化されたはずな

修を分離独立させたことは、長年にわたり私たちと意見交換をしてきた法務省による努力でもあります。

しかし、新制度となつてからも、技能実習制度においては、禁じられているはずの保証金はさまざまに名目をえて存在し続けていますし、名義貸しも減少しておらず、二重契約も多く、時給三百円から五百円の残業代や最低賃金も下回る給料、強制貯金に加え、通帳、印鑑やキャッシュカードの取り上げも続いています。強制帰国やセクシユアルハラスメントも相変わらず報告されています。

さらに、制度劣化の元凶だった団体監理型を技能実習の基本類型として認め、不正行為の中心的役割をしてきた受け入れ団体を監理団体としてしまいました。今度は、制度の適正な運用を図る機能を負わせています。二〇一三年四月の経済省の行政評価でも、監理団体による監査がほとんど機能していないことも明らかになりました。制度が存続する限り、不正行為、人権侵害、労働基準破壊はなくならないでしょう。

さらに、国際貢献といいながら、実は国際的な批判、勧告を受けています。国連からは、二〇〇八年、自由権規約委員会、二〇〇九年、女性差別撤廃委員会、二〇一〇年、人身売買に関する特別報告者、二〇一一年、移住者の人権に関する特別報告者。また、アメリカ国務省人身売買年次報告書でも、二〇〇七年以降、毎年、労働搾取や人身売買の観点から研修・技能実習制度に対する懸念が表明され続け、現代の奴隸制度と指摘されています。

次に、建設分野における外国人材活用に係る緊急措置についてです。

前述したような多くの批判を受けてきた技能実習制度の上に積み上げる形で出されたのが、今回の緊急措置です。緊急措置は、外国人に特定活動の在留資格を付与するとしていますが、政府は、残念ながら、現在の技能実習制度の継続、拡大を前提としてこの措置を決定しました。しかし、先ほど述べたように、外国人労働者受け入れと技能実習制度とは縁もゆかりもないはずです。

国交省は、不法就労や人権問題などを懸念する声もあることから、技能実習制度を上回る新たな特別の監理体制をとしています。しかし、これは全く実態に即しておらず、的外れです。技能実習生の不法残留はごくわずかです。それどころか、雇用先の不正行為や人権侵害に対する逃げる自由さえない拘束状況にあることが奴隸労働との指摘、批判を受けています。

るとしています。

しかしながら、この多くの意見が、開発途上国からの要請を受けたものでしようか。技能実習生自身が国際貢献の意義を認めている、あるいは認めていたのでしょうか。制度の拡充を主張する団体は、技術移転の国際貢献のために制度の拡充を求めているのでしょうか。多くの疑問がこの説明だけでも湧き起ります。

さらに、制度の拡充政策等を進めていくには、優良な受け入れ団体等への集約を促進するとしています。

しかし、優良な受け入れ団体の優良とは何をもつて判断するのでしょうか。制度の目的上、法令遵守は自明です。いかに開発途上国に技術移転を行つたのかが優良とされるべきで、不正行為が顕在化しなかつたことをもつて優良とするのは、制度上間違っております。また、集約を促進するといいますが、受け入れ団体を集約して、かつ受け入れを拡充するというのも、相矛盾していま

す。

次に、建設分野における外国人材活用に係る緊急措置についてです。

前述したような多くの批判を受けてきた技能実習制度の上に積み上げる形で出されたのが、今回の緊急措置です。緊急措置は、外国人に特定活動の在留資格を付与するとしていますが、政府は、残念ながら、現在の技能実習制度の継続、拡大を前提としてこの措置を決定しました。しかし、先ほど述べたように、外国人労働者受け入れと技能実習制度とは縁もゆかりもないはずです。

国交省は、不法就労や人権問題などを懸念する声もあることから、技能実習制度を上回る新たな特別の監理体制をとしています。しかし、これは全く実態に即しておらず、的外れです。技能実習生の不法残留はごくわずかです。それどころか、雇用先の不正行為や人権侵害に対する逃げる自由さえない拘束状況にあることが奴隸労働との指摘、批判を受けています。

に、問題は引き続き起っています。監理を強化させるという既に失敗した政策を繰り返すのでしょうか。

緊急措置は、復興事業と二〇二〇年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備のために、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図り、オリンピック・パラリンピック東京大会の成功に万全を期すとしています。

技能実習制度で起きた人権侵害への国際批判に、日本政府として真摯に向き合うことなく、この制度を活用する形で緊急措置を決定したことは大きな誤りです。

オリンピック憲章では、スポーツを文化と教育と融合させることで、オリンピズムが求めるものは、努力のうちに見出される喜び、よい手本となる教育的価値、普遍的・基本的・倫理的諸原則の尊重などに基づいた生き方の創造であるとうたわれています。

これは、オリンピズムの根本原則のうちでも第一番目の原則です。この精神に基づき大会を開催する東京を抱えるこの日本だからこそ、外國からいかに人を、労働者を受け入れるかの措置の決定は、フェアプレー、フェアトレードのよい手本を國際社会に示すチャンスだったのです。

第一に、技能実習制度の廃止の道筋をつけた上で、今現在、実際は文字どおり労働をしている技能実習生を、名実ともに労働者として受け入れるべきです。私は、人手不足の実態を日々、目の当たりにしています。事業主からも直接に訴えを聞いています。技能実習生が欲しいわけじゃない、働き手が欲しい。今、この社会には労働者がもっと必要なのです。外国の人を受け入れ、日本人とともに働いてもらおうということが求められています。事実、多国籍な職場は活気にあふれ、日本社会

全体を豊かにしています。この三十年近い間の事実、外国籍住民が二・五倍になってしまった地域社会を直視することが求められています。あえて重ねて言いますが、外国人がいるから犯罪がふえたという事実もありません。

労働者を労働者として受け入れるべきだと思います。今、さまざまな分野での人手不足に対応を求められています。技能実習制度は廃止した上で、真正面から受け入れられないか、この社会が真剣に考えるチャンスです。

第二に、今の技能実習制度に対しては、実習実施期間の延長や再技能実習受け入れ人数枠の増加、分野の拡大や対象職種の拡充をしてはなりません。業界からの要請や他の省庁からの要望を許してしまえば、現場では間違なく実習生に対する権利侵害はふえます。既に述べたとおり、制度の構造上、実効性を持つて監理できる機関が、当初も、そして新制度施行後も確立されていないからです。そして、国際貢献という建前と労働力不足を補うという実態が限りなく乖離し、問題は一層深刻になるばかりです。

つい一週間前、この法務委員会で谷垣法務大臣が、技能実習制度を小手先でいじつて労働力不足に對応しようというの、筋が違うし、無理だと思ふと、郡和子議員の質問に答えられています。私も、まさに谷垣法務大臣のおっしゃるとおりだと思います。

また、高度人材に関しては積極的に受け入れるとしても、労働者としてどうしていくのか、労働者としての待遇を与えるという意味でも、政府が全體としてきちんと議論をしていくことは必要とも答えられています。そこに、まさに私が冒頭述べた、いかにして受け入れるべきかというところに重なっています。

二〇〇五年から二〇〇八年の外国人材の議論、二〇〇九年の新しい在留管理制度の議論でも、そして今の外国人受け入れ議論も、外国人を人たる労働者として受け入れる観点、人権の観点が欠落しています。残念です。私は、二〇〇九年五月八日

日、ちょうど五年前にも、同じようにこの衆議院法務委員会で入管法改正審議の際に参考人として意見を述べさせていただきました。しかし、残念ながら、それ以降、人たる労働者が労働者として、そして人権の視点を持つて、いかにして受け入れるのかという議論は余り進んでいません。

いまだこの社会は、日本の成長に資するため外国人を活用するという狭い視点、人たる外国人を監視し、日本にとって都合が悪そうな外国人を排除するという視点から抜け出すことができず、外国人受け入れの全体像を捉え損ねています。

既に、この社会に多くの外国人労働者そしてその家族が働き、暮らしています。政府は、この事実から目をそらし、外国人の権利を保障する法制の整備を怠っています。本来であれば、人を人として受け入れるために、人権、人格権が尊重され、多民族・多文化共生社会を制度的に保障するための整備をすべきです。

人口減少社会への対応、復興、オリンピック・パラリンピックへの対応が関心を集めている中で、外国人権基本法や人種差別撤廃法、国内人権機関などの法整備及び所管庁の設立などの制度設計を始めるチャンスです。

外国人をいかにして受け入れるのかに対する答えです。

繰り返します。労働者を労働者として受け入れるべきです。今こそ、ごまかしの、小手先の労働者補充策である技能実習制度を廃止し、真正面から労働者を受け入れる政策にかじを切るべきです。その際には、もちろん労使対等原則がしっかりと守られ、雇用先の移動も自由にせねばなりません。使い捨ての労働力ではなく、ともに働き、ともに暮らす、この社会を支える一員を迎えるためです。

国会議員の皆様が、事実を直視し、決断してくださいれば、それはきっと必ず実現できます。

既に多民族・多文化共生社会は始まっています。相互尊重の社会を私たちは必ず実現できます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○江崎委員長 どうもありがとうございました。

次に、新島参考人、お願ひいたします。

○新島参考人 ただいま御紹介いただきました、国際研修協力機構、JITCOの専務理事、新島でございます。

私からは、外国人技能実習制度の円滑、適正な運営を支援するJITCOという団体の活動、事業を通じまして把握いたしました実習制度の現状、あるいはJITCOの活動、課題等について御説明を申し上げたいと思います。

お手元に配付してございます参考資料を適宜参考照いただければというふうに思います。

技能実習制度そのものにつきましては、繰り返しになるようですが、これほども、開発途上国からの若者を中心にして、我が国の産業現場で技術、技能を習得することによりまして、母国への還流を担う人づくりをしていくということが目的でございます。

受け入れの仕組みについて簡単に申し上げますと、送り出し機関と受け入れ団体双方、相手国と我が国でございますが、この間で協定を結びまして、実習生が入国をする。原則二ヶ月の講習を経た上で、団体傘下の実習実施機関、受け入れ企業で、雇用関係のもとで実習をする。さらに、一年目に移行する際に、所定の技能検定あるいはこれに準ずる技能評価の試験を受けていただき、これにパスした者がさらに二年間の実習を行って、こ

ういう仕組みになつてございます。

制度自体は一九九三年にスタートしてございました。当時は、研修一年、特定活動一年ということです。當時は、研修一年、特定活動一年といふことではございましたが、九八年に、研修一年、実習二年ということで計三年ということになったわけでございました。

二〇〇九年におきましては、大きな改正がございました。技能実習という在留資格が新設されるということで、実習生の法的な保護あるいは法的地位の安定を目的とした制度改正が行われたということでおざいました。その後も制度の適正運用

に向けたルールが整備されて、現在に至っている  
ということでございます。

対象となる職種でございますが、これは、制度  
をスタートしたときには十七職種ということで、  
かなり狭い限定的な範囲でございましたが、現在  
は、これが追加になつております。これまで拡大を  
しまでございます。

技能実習生の在留者数でございます。最近の動  
向を申し上げますと、リーマン・ショック以降の  
経済情勢を反映いたしまして、二〇〇八年の約十  
九万人というのがピークでございまして、その後、  
この数年、減少傾向ということでございますが、毎年  
五年から六万の方が入国をして、現在、  
技能実習生の在留者数ということでは、二〇一三年  
年末の数字でございますが、約十五万人の方が在  
留をされているということでございます。

これを国別、国籍別に見ますと、特に技能実習  
二年目、二号に移行する人の内訳でございます  
が、二〇一三年度につきましては、中国は全体の  
六九%、ベトナムが二五%、インドネシア、フィ  
リピンが六%、タイ二%という状況になつております  
まして、近年の傾向といたしまして、中国の受け  
入れがかなり減少してきているということでござ  
います。二〇〇五年度には中国が八五%という  
データがございますが、二〇一三年度には六九%  
ということで、かなり低下をしているということ  
ですが、その一方で、東南アジア諸国、特にベト  
ナム、フィリピン、タイからの受け入れが増加し  
ているという傾向が見られます。

これは、産業分野別に内訳を見ますと、繊維・  
衣服関係二〇%、それから、機械・金属関係が二  
〇%，農業関係が一四%，食品製造関係が一  
四%，建設一〇%というような産業分野別になつ  
てございます。

最初、一九九五年ごろの数字といいますのは、  
実習生の数が三千六百人程度でございましたが、  
現在五万ということで、この二十年間で大幅に増  
加をしているということでございます。

この技能実習制度につきましては、さまざま  
な

課題が指摘されているわけでございますけれど  
も、この約二十年の間に八十万人以上の途上国の  
若者が日本で技能実習をして、帰国をしてござい  
ます。帰国をした実習生、あるいは国内外の関係  
者、企業等の声を聞きますと、技能実習制度は一  
定の成果を上げていると考えておるということで  
ございまして、制度は国内外において定着をして  
きているのではないかというふうに見ておるわ  
けでございます。

我々の組織でございますJITCOでございま  
すが、この実習制度の中核的機関ということで、  
技能実習制度にかかる関係の団体、企業への各  
種支援を通じまして制度の発展に貢献をしてきた  
ところでございます。

この技能実習制度の基本的枠組みにつきまして  
は、法務省の指針あるいは厚生労働大臣の公示と  
いう形で定められております。それぞれの所管す  
る行政官庁が許認可、行政指導、監督、処分とい  
うことを行う、JITCOは受け入れ団体あるいは  
受け入れ企業に対する助言、支援を行うとい  
う役割分担になつてございます。

JITCOの役割、体制、事業等でございます  
けれども、この団体は一九九一年に、法務、外  
務、厚労、経産、国交の五省共管によって設立を  
されたということで、二〇一二年四月から、内  
閣府所管の公益財團法人に移行をしてございま  
す。

体制でございますが、本部、それから全国十  
三ヵ所に駐在事務所がございますが、合わせて約  
二百五十名の体制で事業を行つております。  
どんな事業を行つてあるかということでござ  
いますが、これにつきましては五つの柱立てになつ  
てござります。一つは円滑な送り出し、受け入れ  
支援、第二に適正化支援、第三に成果向上、第四  
に実習生保護、第五に広報啓発ということでござ  
います。

五ヵ国の外国政府窓口と協議を行いまして、討議  
議事録、RDを締結いたしまして、双方の情報交  
換、あるいは送り出し機関の情報提供等を求めて  
いるところでございます。

また、円滑な受け入れを支援するためには、入  
管局へ提出いたします入国在留関係の申請書の点  
検、取り次ぎということで、これは年間約十三万  
人ほどの件数を扱っております。それから、技能  
実習に移行する際の実習計画等についての評価も  
行っておりまして、その結果につきましても入管  
局に報告をするということになっております。  
それから、適正かつ円滑な受け入れを促進する  
ことを行う、JITCOは受け入れ団体あるいは  
受け入れ企業に対する助言、支援を行うとい  
うことで申上げますと、復職した人が四割、あ  
るいは転職二割、起業割五分というふうなこと  
で、四分の三の方が何らかの形で就業し、母国の  
産業において貢献をしていることが見てと  
れます。

それから、最近、海外展開をする中小企業にお  
きましても、グローバル人材の育成ということ  
で、外國の現地スタッフを日本で研修、実習する  
という効果が高いというような評価もございま  
す。JITCOから見た制度の課題ということでござ  
います。

さらに、受け入れを行つております監理団体、  
実習実施機関に対しましては、毎年約一万件の巡  
回指導を行つております。特に中小零細企業が多  
いわけでございまして、労働関係法令の知識が不  
十分な面もござります。これらを中心助言指導  
を行つておる、特に労働法関係の部分が中心にな  
るところでございます。

指導項目として見ますと、やはり長時間労働で  
あるとか、あるいは受け入れ時の健康診断の未実  
施、あるいは割り増し賃金の不適正な事案などとい  
ふうなものがありまして、これらにつきましては  
改善指導を行つておる状況でござります。

また、実習生から母国語でフリーダイヤルによ  
ります直接相談を受けるという母国語相談事業を  
行っております。

こういった巡回指導あるいは母国語相談等にお  
きまして把握した事案につきまして、中には重大  
かつ悪質な事案というのもあるわけでございま  
す。そういうものにつきましては、行政の改善指  
導による解決ということで、関係行政機関へ情報  
提供しているところでございます。

技能実習制度につきましての評価につきまして  
は、やはり、監理団体あるいは技能実習生等々、  
積極的な評価をいただいていると我々は考えてお  
ります。

実習生が帰った後、どういう状況にあるかとい  
うことで申し上げますと、復職した人が四割、あ  
るいは転職二割、起業割五分というふうなこと  
で、四分の三の方が何らかの形で就業し、母国の  
産業において貢献をしていることが見てと  
れます。

それから、最近、海外展開をする中小企業にお  
きましても、グローバル人材の育成ということ  
で、外國の現地スタッフを日本で研修、実習する  
という効果が高いというような評価もございま  
す。JITCOから見た制度の課題ということでござ  
います。

先ほども申し上げましたように、十五万人の在  
留者がいる、一応制度として定着をしているとい  
うことでございます。そういった中で、一方、労  
働関係法令違反あるいは人権侵害、不法残留とい  
うような指摘もあるわけでござります。

JITCOから見た制度の課題ということでござ  
います。

今後の課題といたしましては、やはり、制度本  
來の趣旨、技能の移転を通じた国際協力とい  
うことがこの実習制度の意義でございます、この意義  
を認めた上で、制度の目的に沿つた活用が一層行  
われるようになるために、制度の適正化を図りな  
がら、制度を拡充していただきたいということ  
が、この制度を利用している団体、企業から多く  
聞かれる意見でござります。

具体的には、実習実施期間の延長あるいは再実  
習制度の導入というふうなことで、これは、より  
高度な技能習得のためという狙いがあるわけでござ  
りますし、対象職種の拡大につきましては、や  
はり、生産現場の中で多能工化あるいは生産方式  
の革新というようなことで、そういう動きを踏

までの職種の追加、拡大という話がござります。

それから、受け入れ人數枠のあり方についても要望がございますが、原則、常勤職員の二十分の一といふことでございますが、特例枠で五十人未満は三人というようなことがあるわけですが、この部分についての緩和あるいは見直しといふことでも言われておるわけでございます。

現在、国におきまして、技能実習制度の見直し検討が行われておるわけでございます。J-I-T-C-Oといったしましては、技能移転による国際貢献という制度趣旨に即した検討が十分に行われる期待しておるところでございます。

以上で説明を終わります。(拍手)

○江崎委員長 どうもありがとうございました。

以上で参考の方々の御意見の開陳は終わりました。

○江崎委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

○江崎委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○三ツ林委員 自由民主党の三ツ林裕巳です。

このたびは、外国人の受入れに係る諸問題についての参考人質問の機会をいただき、深く感謝申しあげます。

また、参考人の先生方におかれましては、大変示唆に富んだお話を伺い、まことにありがとうございます。深く感謝申し上げます。

二十分という短い時間での質問ですので、参考人の先生方全てに御質問できかねますので、その点はお許しをいただきたいと思います。

まず、最初にお話しされた安富先生にお伺いいたします。

治安が重要であるということで、私も本当にそのとおりであると思います。そして、先生が最後にお話をされた、入管に虚偽の申告をして入国され、そして、その後それがわかつても在留資格を剝奪するだけであると、虚偽をして入れば日本は

在留資格を剥奪されるだけ、本当にこのようないいのかと、私も先生のお話を聞きながら感じたわけです。

やはり治安をしっかりと、外国から入国される方々に日本は入管制度がしっかりとしているんだと、そういう点から、これからその点についての取り組みについて、先生の御見解がありましたらお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○安富参考人 お答えいたします。

非常に基本的なとりますが、非常に重要な問題の御指摘ございまして、今直ちにこの全ての内容に関する答えを持ち合わせているわけではありませんけれども、これからますます国際化が進み、多くの外国人の方が来日される、あるいは来日を希望されるという中におきまして、不適切な理由で入国を試みるというような方に対して、まず一番重要なことは、水際でそれを阻止するといふことだらうと思います。

一旦入国をされますと、それを追跡していくと

いうことにつきましては、入国管理局の警備当局を含めて、あるいは警察を含めて、国内組織がいかなる連携をしても、なかなかそれを捕捉しといふことも難しいと思います。ですので、さまざまなもので入国を試みるというような方に対して、まさに国内機関の情報があるとか、そのような情報を集約して、いわばそういうリスト、入管の審査官に、リスト等のマッチングをして、その情報を入国審査の場面で生かすような、そういう方策を今後検討していくことが重要ではないかなどというふうに思います。

以上でございます。

○三ツ林委員 ありがとうございます。

現在でも、A.P.I.S、事前旅客情報、それとインテリジェンス機能を高めるということで、これらのことを見つかりと対応していかなくてはいけないというお話をありました。どうもありがとうございました。

続いて、高橋参考人にお話を伺いたいと思います。

本年の四月四日に、国家戦略特区における外国人労働の検討について、第二回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議におきまして、優秀な人材の受け入れ、留学生の積極的な活用、オリンピックに向けての当面の建設人材不足を補うため、外国人建設技能者の活用が必要である、また、移民政策と誤解されない点に配慮しつつ、女性の活躍推進や中長期的な経済成長の観点から、

性の活躍推進や中長期的な経済成長の観点から、育児や介護のために就業できない女性が三百二十万人おられます、こういった点で、就業できる、国内の本当にこれから仕事

おりあると思います。アジアの先進国として、高度人材の積極的受け入れ、これは、私が先ほど申された、国境はない、私もそのところまでサポートを検討すべきだと思いますが、先生の意見をお伺いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○高橋参考人 御質問ありがとうございます。

私も、日本でこれから非常に少子高齢化が進む中で、労働者が不足していくといったときに、幾つかの対処の仕方があると思います。一つはやはり出生率を上げること、それから女性、高齢者、あるいはまだ十分な職についていない若者、この御所見をお伺いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○高橋参考人 帯同者 この場合は奥さんが研究者で、日本で留学を受け入れました。日本で数々の業績を上げて、日本に約三年滞在いたしました。御夫婦とお子さん一人で三人でいらして、それで日本で生活をされたわけです。

帶同者 この場合は奥さんが研究者で、日本で留学を受け入れたんですが、御主人の方が、新疆ウイグル自治区のニュースキヤスターをやっているかなりレベルの高い方であります。この方が、日本に来て、帶同者に対する待遇が非常に違つてないということをやられていて、その御主人は、東京ドームの清掃、そういうことをやられていて、本当に御苦労されているなど。ただ、このまま日本で研究は続けていられないということで、日本で業績を積んで、UCLAの方に留学されまして、そしてそこで、御主人の、帶同者の待遇も非常によくて、現在はグリーンカードを取得されてアメリカで生活されている。

中国の研究者は、中国ではどうにもならない、日本を経由して、アメリカで最終的にはやるん

だ、こういった経験を私はいたしました。

こういった意味で、先生のお話は、本当にこれから、日本も帶同者に対するしっかりとこのとをやつていかなくてはならない、このように思っております。

先生にお伺いしたいのは、日本は、高度の技能や知識を持つ高度人材をふやすこと、労働移民は認めない、この二分法をやつておりますけれども、我が国の女性の潜在力を発揮させるため、そ

ういう観点から、今、育児や介護のために就業できない女性が三百二十万人おられます、こういった点で、就業できる、国内の本当にこれから仕事の仕組みについて検討を進めていただきたい、このような安倍総理からの指示がありました。

そして、高度人材の積極的受け入れ、これは、先生が先ほど申された、国境はない、私もそのところまでサポートを検討すべきだと思いますが、先生の意見をお伺いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○高橋参考人 御質問ありがとうございます。

私も、日本でこれから非常に少子高齢化が進む中で、労働者が不足していくといったときに、幾つかの対処の仕方があると思います。一つはやはり出生率を上げること、それから女性、高齢者、あるいはまだ十分な職についていない若者、この御所見をお伺いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○高橋参考人 女性がやはり外に出て活躍するためには、育児、家事あるいは介護、こういった面での家庭内での支援というのが不可欠だというふうに思いました。そして、今、国内でそういった支援に従事する人たちが十分に確保できるのであれば問題はないと思いますけれども、もしそこが十分に量的に確保できないということがあれば、そういう分野について外国人の方を入れるということも考えられることではないかというふうに思います。

ただし、既存の枠組みを考えてみますと、議員

御指摘のよう、高度人材があるいは移民労働者、単純労働者かという二分法でございますので、こういった中に育児、家事支援をする方をどういうふうに入れていくかというのはなかなか大難しいところだと思います。あるいは、先ほどお話をあつた、技能労働者についてもどういうふうに位置づけていくのかということはいろいろ問題だと思いますし、こういった家事、育児支援の方たちを、では、既存の制度の中にうまく入るのかもしれませんかとも含めて、私は、この外国人労働者の受け入れということについて、幅広く、二分法に限らない議論をこれからやっていくべきではないか。あらかじめ、受け入れるべきだとかそういうことは私からは個人的には申し上げませんけれども、そういうことについての議論をタブーなくやっていく必要があるのではないか。

○安富参考人 お答えいたします。  
いきます。  
とつてはいるということ、観光立国に向けた取り組みとして何が最も重要な要素であるのか、またどういった取り組みが必要であるのか、この点について、安富先生、高橋先生、お二方の参考人に御意見を伺いたいと思います。安富先生からお願いします。

國にアピールして、そしてリピーターを呼び込まず  
ことが重要ではないかというふうに思います。  
もちろん、観光客を大量に呼ぶことに關しては  
リスクもあるわけでございます。したがつて、優  
良な觀光客を何回も何回も呼んでくる、楽しんで  
もらうという觀点が必要ではないかと思いますの  
で、例えば、ビザを緩和して大丈夫なところにつ  
いては、引き続きそういうことを進めていったら  
いいというふうに思います。  
以上でござります。

○三ツ林委員 本当に示唆に富んだ御意見、あり  
がとうございます。

最近の失踪のデータでございますが、二〇一二年度で約千五百人でございます。トータルが十五万人でございますので、一〇という状況でございます。国別では、先ほど申し上げましたが、中国が数的に多いので、やはりバーサンテージとしては中国が多い。その次がベトナムというようなところでございます。

それで、取り組みでございますけれども、こういった要するに法の外に出るということでござりますので、これにつきましては、我々、相手国政府との間では、やはり不法残留、失踪というのは技能実習制度の円滑な運営にとって非常にマイナスであるということで、協議のときには強くこれらは申し上げるということで対応しておりますし、各受け入れ団体、監理団体に対しましても、失踪した場合のマイナス面というような点につきましては我々としても周知をしている。

どういったケースがあるかというようなこととで、最近も、例えばネット関係のそういうものに書き込まれることか、いろいろ事業者がいるますり

さるるれいじはなし やいれいふまに日本ノ島ノ題ノをも  
発信すること、そいつたことであると思いま  
す。そいつた觀点が、入管制度を見ていくとい  
うことであらうと思います。本当にどうもありが  
とうございます。

時間もないで最後の質問になりますけれど  
も、JITCOの件について新島参考人にお伺い  
いたしたいと思います。

不法残留の割合、これは、JITCOの役割は  
非常に重要だと思いますし、これから伸びて  
大きくなっていくこと、これが日本の少子高齢化の  
中で本当にまた有効な手だてとなると思いますけれども、不法残留の割合と今後の具体的な取り組  
み、また不適正な監理団体、こういったことに對  
して今どのような取り組みが行われているのか、  
具体的に教えていただきたい、このように思いま  
す。よろしくお願ひします。

○新島参考人 技能実習についての不法残留と申  
し上げますと、失踪ということにならうかと思いま  
ます。

○三ツ林委員 どうもありがとうございました。  
今後ともよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。  
した。

○江崎委員長 次に、遠山清彦委員。

○遠山委員 公明党の遠山清彦でございます。

まず、四人の参考人の先生方、さようは、お忙  
しい中お出ましいただきまして貴重な御意見を賜  
りましたこと、私からも心から感謝を申し上げた  
いと思います。

私は現在、公明党的法務部会長を仰せつかつて  
おりますし、また、先ほど鳥井参考人からかなり  
批判をされましたが、外国人の受け入れ拡大の一環  
として緊急措置として行いました、建設分野に限  
りましたこと、私が心から感謝を申し上げた  
いと思います。

それで、早速でございますが、各参考人に質問させていただきます。

まず、安富参考人にお伺いをしたいことが一つございます。

これは本来、対政府質疑で政府に見解を聞いた方がいいかもしれません、参考人のお話を伺つておりましたら、要するに、外国人の入国について在留資格を得て入つてくるような外国人についての対処、これをしっかりとしなきゃいけないということをおつしやつておられました。

私は、同感なんですが、実は先日、こういう相談を受けたんですね。

これは、中国系の日本人経営者が中華料理屋さんを経営しております。長崎県でしておるんですけども、どうも結構成功している経営者の方なんですが、一つ大きな悩みがあると。何でしようかと聞いたら、自分の中華料理屋さん、何店舗か持つてているんですけども、そのシエフとして契約をして、当然、その雇用契約を利用して日本に入国をしてきて、労働ビザをとつて長崎に入つてきて、自分のお店で働く。

ところが、私の記憶では、この五年間ぐらいで四、五名のシェフがある日忽然と消えてしまつて、部屋に行つたら、人によつては、場合によつては、荷物はそのまま、身だけになくなつて、失踪してしまう。びつくりして、八方手を尽くしてさまでいた。

本人は、当然、シェフで、いなくなつたら困るという商売上の理由もありますし、自分の会社との契約で中に入ってきたわけですから、大変激怒して、そして、法務省の入国管理局に、自分との雇用契約で入国したのに、お給料が高いからといって失踪して東京の中華料理屋さんに勤めているということは非常に不義である、よつて、この理由から在留資格を取り消してくれないと、いうことを言つたら、それはできないということ

だつたそうでございます。

私も、もちろん法務省の役人出身でもございませんし、こういう場合にどう対処するのか。何かテレビの法律相談みたいでございますが、要するに、どうも結構頻繁に、入るときのウイングーになつた契約を事実上放棄して違うところへ行つてしまふようなケースがあるということでございます。

今議員が御指摘になられましたような事案につきましては、私は承知しておりませんので、詳細についてどのようにお答えするのが適切であるのか、正直などころ非常に困つておるんですけども、ただ、入管法上は問題はないのだろうといふうに理解しております。

あとは、国内におきます賃金等の労働契約上の、あるいはお店とそのシェフとの間の契約の関係ということでございますので、それは、入管法上の問題ではない、契約の問題ということで、最初に入られたお店の方からすれば契約不履行だということで、解決される問題ではないかというふうに考えるところでございます。

○遠山委員 恐らくそういう答えになると思つておきましたが、要するに、民間の雇用契約上の問題として法的に争いをするしか解決方法がないだろうということだと思います。

それから、もう一点、私がよく言われたのは、日本のオフィスを出したときに、一番彼らが欲しいのは、ありていに言います、英語ができる事務員だと。ところが、日本で、うちの会社で、うちの東京のオフィスで働く英語ができる人材という人が多い。高学歴な、例えばアメリカで修士号を取りましたとか、イギリスで修士号を取りましたとかいう人が手を挙げてくる。そうすると、オーバーカリフィケーションですから、学歴が高いので、それなりのお給料を上げなければ働く側も困るわけですね。

彼らが欲しいのは、要するにコピーをしたり、電話の受け取りをやつたり、本国との連絡をしたるトラブルが起つてゐる可能性は十分あるし、鳥井さんはもしかしたらこういう問題も扱つてきたのかもしれません。

そこで、高橋参考人にお伺いをしたいと思います。参考人のお話の中で、一義的には高度な外国人

材を念頭に置いた御発言だと思いますが、日本で

どういうふうに外国人材を受け入れるかというとついて、さまざま具体的に条件のお話をされおりました。東京は香港やシンガポールと競合している、特に外資系のかなり有能な高度な人材から見れば、アジアのどこかを拠点にと考えたときに、東京、香港、シンガポール等で競合しているというお話をありました。

それから、私自身、イギリスに六年留学をして、向こうで修士、博士を取つてきたわけですが、いまようやくな生活環境、語学環境で大きな問題があると。

高橋さんが御指摘になつていたのは、英語の表記が、日本の交通機関とかで進んできなけれども、学校、病院、スーパー、コンビニでは少ないということが一つあると思います。

それから、もう一点、私がよく言われたのは、日本にオフィスを出したときに、一番彼らが欲しいのは、ありていに言います、英語ができる事務員だと。ところが、日本で、うちの会社で、うちの東京のオフィスで働く英語ができる人材という人が多い。高学歴な、例えはアメリカで修士号

を取りましたとか、イギリスで修士号を取りましたとかいう人が手を挙げてくる。そうすると、オーバーカリフィケーションですから、学歴が高いので、それなりのお給料を上げなければ働く

側も困るわけですね。

彼らが欲しいのは、要するにコピーをしたり、電話の受け取りをやつたり、本国との連絡をしたるトラブルが起つてゐる可能性は十分あるし、鳥井さんはもしかしたらこういう問題も扱つてきたのかもしれません。

実は、こういう観点で見ると、タイのバンコク。これは日本人の方は余り知らないんですが、

国連機関のアジア本部が二十以上集積されているのはバンコクです。なぜバンコクなんですかと

いつなら、物価の安さとかいろいろあるんですけども、実はそのうちの一つが、高卒でも英語をしゃべれる事務員がいっぱいいるというんです

ね。だから、彼らが求めている人材というのは、日本だと、英語ができるといつたら、今言ったように留学していて、高学歴で、ハイスペックな人ばかりが想定されておりまして、そういう人は条件面で合わない。アジアのほかの国で、国際機関が多いところとかあるいは企業がたくさん進出して拠点をつくって働きたいんだけれども、先ほどおつしやつていた生活環境、語学環境で大きな問題があると。

こういった観点も含めて、日本がこれから本当に高度な外国人材を受け入れていくときに、もちろん、まさに来週我々が審議する入管法の改正等で法的にいろいろと手当てるんですが、今私が申し上げたところは、法律を変えただけでは改善されない分野だと思うんですね。そういつたところも含めまして、重ねての御答弁をいただくことになるかもしれませんけれども、日本でどういう環境改善をしていくべきなのか、少し深掘りしてお話をいただければと思います。

○高橋参考人 にわかには深掘りできないと思います。

日本は、中学校から、早ければ小学校から英語を教えようかという状況になつてきて、学生の間に十数年英語を学ぶにもかかわらず、おつしやつたような、ハイスペックではないミドルのスペックに対応できる人材が少ないと、私は、やはり日本の教育の問題が大きいというふうに思いますので、国際センターとして東京なり日本を育てていくためには、英語を日常にこなせる人材をどれだけつくつしていくかということを教育あるいは職業訓練の問題として考え直す必要があるので

はなかいかといふうに思います。

それから、生活という観点に立ちますと、御指

摘もあり、私も申し上げたとおりですが、やはり、家族について何かあつたときのお医者さん、あるいは学校の教育の問題、あるいは例えれば住宅を賃貸するときとかそういうときに、本当に高度人材であれば難なく見つかるんでしょうけれども、高度人材の卵だとかそういう人たちがなかなか自分の住むべき住宅、保証人が要るとか、そういうところは制度改正、今たしか行つておりますけれども、いろいろなところで障害に当たつているというふうに私もいろいろ伺つておりますので、そういう点を総合的に勘案して変えていくというような措置が必要ではないかというふうに思います。

済みません、深掘りはできておりません。

○遠山委員 貴重な御意見、ありがとうございます。

続きまして、鳥井参考人にお伺いをしたいと思

います。  
実は、私、さつきも申し上げた技能実習制度、先日政府でお決めになつた、我々はその前に与党内で議論して、提言を国土交通大臣に届けたわけになります。

続きまして、鳥井参考人にお伺いをしたいと思

います。

私は、さつきも申し上げた技能実習制度、先日政府でお決めになつた、我々はその前に与党

内で、技能実習制度の今のさまざま問題点に

ついて私どもなりに調査研究をさせていただきま

した。正直申し上げて、私は愕然といたしました。

ある製造会社では、公には朝から夕方まで働いていることにしていただけれども、夜になると工場の遮光カーテンを全部閉めて、深夜一時、二時まで過酷な労働を強いていた。たまたまタイムカードが全部出てきて、私もそのコピーを日弁連の弁護士さんからいただいて見ましたけれども、ほんの一ヶ月にわたりて休日なし、朝七時半に出勤をして、大体終わるのが深夜の一時とか二時とか、そういう状況でございました。

あれを見れば、まともに人間らしい生活をしているとは思えない状況に一部の研修生が置かれている実態というのがよくわかりましたので、よつて、実は緊急措置を政府に提言するときには、と

り、家族について何かあつたときのお医者さん、あるいは学校の教育の問題、あるいは例えれば住宅を賃貸するときとかそういうときに、本当に高度人材であれば難なく見つかるんでしょうけれども、高度人材の卵だとかそういう人たちがなかなか自分の住むべき住宅、保証人が要るとか、そういうところは制度改正、今たしか行つておりますけれども、いろいろなところで障害に当たつているというふうに私もいろいろ伺つておりますので、そういう点を総合的に勘案して変えていくというような措置が必要ではないかというふうに思います。

済みません、深掘りはできておりません。

○遠山委員 貴重な御意見、ありがとうございます。

続きまして、鳥井参考人にお伺いをしたいと思

います。

にかく、処遇ですか人権ですかに最大限の配慮をするようにということを繰り返し国土交通省にも申し上げた上で、あの政策を提言させていたいたところでございます。

他方で、問題は尽きないという状況なんですねが、鳥井さんはお話の中で、世界四十カ国、四千名以上の外国人で日本に来られた方を世話をしています。

が今までそつやつて外国人の滞在者を支援して

いる中で、最も多い相談というのは何なのか。最も多い、またこれがどういうのは何なのかということをお聞きしたいということ。

それから、特に先ほど申し上げた技能実習制

度、一部、奴隸制度なんという御表現もありま

たけれども、そういう表現を使うからには、これ

はひどいなどいうような事案があつたかと思うんで

すね。ですから、鳥井さんの今までの御経験の中で、これはちょっとひど過ぎるというようなこ

とを一つ具体的に教えていただければと思いま

す。

○鳥井参考人 御質問のあつた二つについて、一

つ目からお答えいたします。

私は、これを長くやつてしまひました。私ども

の組合だけではなくて、首都圏は実は、外国人労

働者が入れるといいますか、入つている労働組合

があるわけですね。私は先ほども、私どもの組合

は、アフリカ、南アジア、中国と申し上げまし

た。あと二つの組合は、欧米諸国の労働組合、そ

れから、もう一個組合はラテンアメリカ、日系労働

者ですね。

私は、アフリカ、南アジア、中国と申し上げまし

た。あと二つの組合は、欧米諸国の労働組合、そ

れから、もう一個組合はラテンアメリカ、日系労働

者ですね。

ないんですね。賃金未払いと解雇、そして労働災害です。

ただ、外国人の場合には、ずっと長く労働した中では、交通事故だとかあるいは税金問題、こういうことの相談が労働問題とかかわって直接的に出でています。

近年は、組合員として長くいる者もいるものですから、子供の教育問題だとか、こういうことも

課題になって相談に来る。そういう場合には、地

域のNGOや地域の議員の皆さんにもお願いをし

たりしてフォローしていただく、こういうような

ことになっております。

二つ目のとてもひどい事例ということですと、非常にスキヤンダラスな事件はあります。これを

挙げますと、びっくりするような事件というのがあるわけですね。とりわけセクシアルハラスメントにかかる事件では、とても表現できないよ

うな、事業主が特定の研修生、技能実習生を別の

ところに住まわせて日々通う、こういうような事

例とか、これは最終的には、私どもで保護をし

て、裁判所に訴えて和解をしておりますから特定

することはできませんけれども、そういうような

事例があります。

ただ、私はこういうスキヤンダラスな事例を申

し上げますけれども、ほとんどの場合、不正行為

というもののがつても、ほとんどの社長さんたち

はごく普通の方です。今申し上げたような方は特

別な方です。これは確かに一部です、ほんの一部

です。ほとんどの社長さんは、そんなに悪い方は

いらっしゃいません。

これは、アフリカ、南アジア、中国と申し上げまし

た。あと二つの組合は、欧米諸国の労働組合、そ

れから、もう一個組合はラテンアメリカ、日系労働

者ですね。

私は、アフリカ、南アジア、中国と申し上げまし

た。あと二つの組合は、欧米諸国の労働組合、そ

れから、もう一個組合はラテンアメリカ、日系労働

ころに目を向げないと、ひどい事例を挙げてこれ何とかしようということではなかなか解決しないことかと思います。

最後に、新島参考人に流れ的に自然に伺います

が、今、鳥井さんがおっしゃったこと、それから私がさまざまところから情報提供を受けたいわ

ゆる不正行為とか不祥事とかそういうものの、や

はり一つ共通して浮かび上るのは、当然JITCOとしては、そういうことはいかぬよと言つて

いるわけですし、行為によつては完全に違法行為で訴えられるということなわけですが、ただ、今はほとんど団体監理型でやつていてないんじゃないかな

いからという指摘が繰り返しなされております。

私は、技能実習制度のさまざまなメリット、こ

れを全て否定するつもりはありませんけれども、

ですから、これはやはり構造的な問題というと

いきます。

ですから、これはやはり構造的な問題とい

うとします。

JITCOとしましては、年間約一万件とい

うことです。

ますけれども、監理団体それから実習実施機関に對して巡回指導をしているということです。

そういった中で、労働法が当然重点になりますけれども、いろいろな事案がございます。改善指導をして、そこで一応理解を得られればそこで終わりですけれども、これはひどいというような案件があれば、これは当然、関係行政機関に通報するという対応をとらざるを得ないということで処理しております。

それから、先ほども申し上げましたが、母国語による相談というのもJITCO本部でやつておられます。そういう中で、そういう事案が持ち込まれた場合には、内部で議論しまして、対応をどうするか、これはやはり行政機関に任せるべきであろうということであれば、当然こういった対応をとつていくということです。

監理団体の監理が不十分だという指摘がござります。これを受けましてといいますか、昨年総務省から勧告がございまして、それを受けて法務省におきましても、監査のやり方等については新たに基準をつくつてしまつかりやるようについて指導がなされております。

JITCOにいたしましても、こういった新しい監査の方法につきましてセミナー、講習会を開催したところ、我々が把握している監理団体は約二千団体ほどあるんですが、千を超える方からの参加があつたということです。監理団体もかなり関心は強いのかなというふうに思つています。

そういつたセミナー等を通じまして、不正行為というのはあつてはならない話でございますから、対応してまいりたいと思います。

○遠山委員 新島さん、JITCOとして最大限の努力をこの分野はしていただかない、恐らく来年の抜本改革の議論では相当な抜本的な見直しを我々与党もせざるを得ないと思つておりますので、ぜひ御努力を強化していくいただきたいということを申し上げて、終わりたいと思います。

ありがとうございました。  
○江崎委員長 次に、郡和子委員。

四人の参考人の皆様方には、それぞれのお立場から御意見を御開陳いただきまして、本当にありがとうございました。

私は、国会議員になつて間もなく九年になるんです。その前は田舎の放送局おりました。

現場にこそ解があると思って、あちこちの現場を回つて取材をさせていただき、番組をつくつてきました。

その点でいいますと、先ほどのお話の中で、鳥井参考人が、やはり現場にこそ解ありというふうなことでお話があつたんじゃないかなと思っておりました。特に、日本の成長に資するために外国人を活用するというような狭いそういう観点ではなくて、また、人を、外国人として、認めないかのよう、監視をするというような見方ではなく、また、日本にとって都合が悪いというところを隠す、排除する、そういう観点から抜け出すことが重要であるというふうなことを言つておられまして、大変重要な指摘だなというふうに受けとめさせていただきました。

また、実は、先週の当委員会におきましても、私、外国人の家事労働について私なりの意見を申し上げたわけです。

そこで、まず、高橋参考人にお話を伺いたいのです。

高度外国人材の受け入れ環境を改善するとともに、多くの我が国の女性の潜在力を發揮する観点から、家事の補助、それから介護の分野での外国人のサポート、これについても検討すべきというふうに提言をまとめられたわけですが、私は、女性を活用するためという前段があることに思つておきます。

また、高橋参考人らが、ことしの四月四日に、「持続的成長のためのグローバル化の課題」というふうに題して、経済財政諮問会議また競争力会議の合同会議の中で、中期的に目指すべきグローバル化の姿として資料を提出されておりました。それを拝見させていただきました。「高度外国人材、技能のある外国人材が活躍できる環境の構築」で、技能のある外国人材とは具体的にどのような人材を想定しておられるのか、改めてお聞

ちではなくて、まずは男性もやるべきことだ、責任を負つていて、そういうふうに思つているということであります。

そういう意味におきましても、外国人に家事労働等のサポートをしてもらう、こういう提言に対するは、私は非常に疑問を持つてゐるというふうにこの委員会で申し上げたわけです。

しかも、外国人の家事労働者については、さまざま問題や課題があつて、ILOの百八十九号

条約について言及をさせていただきました。

高橋参考人にお伺いをいたしますけれども、この百八十九号条約というのを御存じでいらっしゃいましょうか。

○高橋参考人 済みません、中身については存じ上げません。

○郡委員 申しわけありません。

実は、これは、家事労働がいろいろな労働の法の守りの中には入れられなかつた、見えないところであることによつてそれこそ奴隸的な働き方になつていたというような指摘もあつて、これをデイーセントワークにしよう、働きがいのあるしっかりとした労働として認めようということ、画期的だつたと思うんですけれども、これが二〇一三年に発効しておりますと、日本政府もこれに賛成の票を投じてゐるんです。

こういうふうなこともしつかりと議論をする前提として持つていただきたいなというふうに思はせていただきました。お許しをいただきたいと思ひます。

また、高橋参考人、日経新聞のインタビューの記事を読ませていただきました。高い技能や知識を持つ高度人材をふやし、労働移民は認めない二分法を維持したまま、人手不足の建設業、製造業から看護、介護まで受け入れを拡充するのは難しい、国際貢献が主目的の技能実習生の受け入れを無定見にふやすのも問題がある。新たな枠組みが急務だというふうに話されておられたと承知しています。そして、ドイツやオーストラリアでは労働市場テストを実施している、単純労働移民の受け入れとは異なる、日本もこうした制度を将来

かせいただきたいと思いますし、このたび関係閣僚会議で緊急措置による受け入れが決まった建設分野というのは、この外国人材に入るのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

○高橋参考人 正確な定義は、私、今存じ上げませんが、一定の職業をこなしていく、あるいは仕事をこなしていく上で必要なスキル、技能を持つている人たちを技能労働者というふうに考えております。

それから、建設分野ですけれども、この分野については、日本でかつて技能実習を受け、そして技能をつけた方々、こういう人たちを対象に、また日本で働いていただくことだというふうに存じ上げております。

それから、建設分野ですけれども、この分野については、日本でかつて技能実習を受け、そして技能をつけた方々、こういう人たちを対象に、技能をこなしていく上で必要なスキル、技能を持つている人たちを技能労働者といふうに考えております。

よろしくお聞かせください。

などを挙げられているわけなんです。

この間もいろいろとやりとりがあつたかと思いります。技能実習制度の適正化の施策というのは、これまでもたび重ねやつてきたはずなんですね。しかしながら不法が少なくならない、人権侵害もおさまっていないということを考えますと、

高橋参考人はいかがでしようか。

○高橋参考人 濟みません、私は経済財政諮問会議の委員もやつておりますので、その委員として提言する立場と、それから民間の企業の理事長としての立場がござりますので、ちょっとと私見といふことで申し上げさせていただきたいと思いま

す。

技能実習については、拡充という言い方はございませんけれども、先ほど鳥井参考人が御指摘になつたような点、私も常々感じしております。

国際貢献、国際協力が建前の制度が、今や日本

の労働力を確保するための制度に変質し始めている。単純に今そのまま拡充いたしますと、そのひずみがより大きくなつていくというふうに感じておられます。したがつて、拡充することは必要なかも知れない、すなわち、日本の労働力を確保するという観点での拡充は必要かもしれません。一方で、鳥井参考人が御指摘になつたように、彼らを労働者として受け入れ、労働者として守るという観点をより強く打ち出さないと、このひずみはさらに大きくなるというふうに思います。

したがいまして、制度を拡充といったときに、単純にボリューム的に大きくする、あるいは問題

点を是正するということだけではなくて、この制度の持つている本質的な問題点のところに切り込

む必要があると思います。

したがいまして、本当にまだこれから検討しな

くちやいけない制度の見直しに際して、私見でござりますけれども、例えは労働者を保護するとい

う観点であれば、出入国管理の行政だけでは無理

だと思いますので、厚生労働省の観点から、労働

者の保護という観点からの監督であるとか、そういった省庁横断的な支援体制なりというものもつくるしていくことが前提ではないかといふふうに思っています。

それから、国際貢献ということですが、ここについても従来と少し変わつてきていると思いますのは、例えば、相手国側からこういう人材を育てるほしいというニーズがあることだけが国際協力ではなくて、日本に技能、スキルの卵を持つておる人たちを呼んできて技能を育ててあげる、そして母国に送り返すということが、二重の意味で国際貢献になる。一つは、日本の企業が海外で活躍することにもそれはつながるわけですね。それからもう一つは、特にアジア全体での労働者のスキルを上げていくという観点での国際貢献という観

点もありますので、国際貢献ということについて

はより広い観点から見直しをしつつ、しかし、制

度のひずみを是正するために技能実習制度という

ものは見直していく。

ですから、私は、拡充といったときに、繰り返

しになりますが、ボリュームを大きくする、その

上で制度を少し是正するというような観点では多

分いけないのではないか、より抜本的な踏み

込みが必要だと、あくまで個人的な見解でござ

いますけれども、感じております。

○郡委員 ある部分、すごく意を強くさせていた

だきました。私もそうだというふうに思います。

このインタビューの中でお答えになつていらっ

しゃるように、無定見な実習制度の拡充はやめる

べきだというふうにおっしゃっている、まさにそ

のとおりだらうなというふうに思います。

今、何が起つていてかというと、この実習制

度では、労働力が不足しているところに企業の皆

さんたちが安価で労働力として受け入れている、

その結果、今度は日本人の雇用もそれではままならなくなつてくる。こういうことも起きていると

いうことをやはり直視していかねばならないん

じやないだらうかというふうに私自身思つて

いるところです。

さて、次に鳥井参考人にお伺いいたします。

お話の中で、国連の自由権規約委員会等々から

たび重なる勧告が出されていることについても触

れておられました。在留外国人に対して、日本人

と同じように住民として受け入れられてきたとい

うふうには言いがたいということをおつしやつて

こられたわけです。

具体的にどのようなことが挙げられるのか、先

ほどちよつとお話をございましたけれども、幾

つか例を御紹介いただければと思います。

○鳥井参考人 私、先ほど、技能実習制度をめぐ

るさまざま具体的な事例について、スキヤンダラ

スという言葉を使いましたけれども、実は、ほと

んど場合がいわゆる法違反があるわけですね。

労働基準法違反というのではなくありますし、

賃金ですと、時給三百円から五百円、しかも、こ

れは残業代です。残業代というのは御案内のとお

り二五%増しですから、それは一・二五で割ると

一体幾らになるのか。こういう状態になつていま

す。

あるいは、強制帰国というのがあります。これ

は例えば山梨県で起きた事件ですけれども、技能

実習生がドライクリーニングで技能実習をしてい

た。現在、ドライクリーニングというのは技能実

習にありません。縫製で入ってきたわけですね。

ですから、彼女たちは自分たちで勉強して、これ

はおかしい、残業代も三百五十円だ、これもおか

しいということで、社長に、縫製をやらせてほし

い、そして賃金ちゃんと払ってほしいといふこ

とで、それまではアパートに戻ると。これは私ど

もに決して連絡があつたわけじゃありません。自

分たちで勉強して、そういう要求をした。

そうすると、三日後に朝、アパートのドアを

ドンドンドンとたたく者がいる。朝、七時過ぎで

す。十五人ぐらいが一斉になだれ込んで、彼

女たちをバスに乗せて空港から連れ去ろうとし

た。六人のうち三人が逃げて、近くの方が私の方

に連れてきていたので、保護をして、最終的に

はこれは中国でも大変な問題になりましたけれども、そういうことがあります。

あるいは、先ほど申し上げましたように、小さ

なセクハラといいますか、セクハラは、本当に残

念ながら、社長さんたちは酔っ払つて、夜、女性

の技能実習生に、今現在、技能実習生は比率的に

は女性が多いですから、女性たちをからかいに來

るということが起きています。

それ以外に、労働災害になつて、労災保険の手

続がわからない、これは監理団体もわからないと

いうことで、けがをしたので帰りなさいと。これ

は建設です。つい最近起きた事例です。こういう

建設の中、労働災害というのは元請責任がある

わけですから、大手の会社がしつかりと労災保険

を掛けているにもかかわらず、そういう事件が起

ると、仕事を切られるんじゃないのかということ

で、技能実習生を帰してしまえというようなこと

が起きてしまった事例がたくさん起きているわけで

す。

以上です。

このことについて、技能実習生ではなく労働者として受け入れるということで言いますと、誤解を恐れずにはいりますと、まず一つは、技能実習生という看板を必ず変えるべきです。労働者として受け入れるということであれば、これは事業主もその覚悟ができるわけですね。そして、社会も労働者を受け入れているという覚悟ができているわけです。ですから、緊急措置として、特定活動というのは確かに一つの手だと思います。そのことについては、実際の中身を議論するということにおいては、実際の中身を議論するといいで進めていけばいいのかなと思います。

そして、加えて一点だけ。これもまた誤解を恐れずにはいりますと、我が国は、残念ながらアムネスティーは一度も行つておりません。三十年間、オーバーステイの労働者が確かに減少しました。しかし、減少したのは、ただ単に取り締まつただけではなくて、在留特別許可があつたわけですね。在留特別許可でこの社会に定住した人たちがいるわけです。

緊急措置で国土交通省が技能実習生を活用するといった場合に、帰国した技能実習生をも使うんだ、そろそろ手に職を持つてから即戦力だというふうにおっしゃっています。しかしながら、先ほどJ-ITCの参考人の方から資料の提示がありましたが、データの提示がありました、が、國に帰つて四〇%近くの方が関連した仕事についておられるということですが、実は、この調査は、もともとの調査対象者に対する回答者が一七%です。そうしますと、関連した職についておられる方は八%です、実際の数字は、ですから、このところは、勘違いなさると、私は何回も中国やベトナムに技能実習で訪ねておりますが、ほとんど関係ない仕事をやつております。

それから、そういう意味で今誤解を恐れずにと申し上げましたのは、実は、もう長くこの日本で建設関連で働いている外国人労働者がいるんですね。それが非正規滞在者なんですね。

確かな、非正規滞在者を全てアムネスティーといつた場合には、国の制度としては問題があるの

かもしれません、私は本当はそう言いたいんですけれども。しかし、一定の条件、例えば、事業主が証明をしておる、五年間以上の実務経験がある、そして非正規滞在、オーバーステイというだけの違反であるというような基準をつくって、オリンピックアムネスティーをぜひ実施していただきたい。そのような人権にかかるアムネスティーがあると、オリンピックにふさわしい労働者が生まれてくるのではないかなどいうふうに思つております。

以上です。  
○都委員 なるほどというふうに私も思わせていただきました。

私は、J-ITCの新島参考人にもお話を伺おうと思つたんです。今、鳥井参考人が触れられた、母国に戻つてその仕事についているかどうかのアンケートの調査がござりますけれども、これがに対しても、この数、実数は一体何なのだと云ふことをちょっと御説明いただこうと思つたんです。

けれども、鳥井参考人が触れられました。

もう時間がなくなつてしまいまして、申しわけありません質問も割愛させていただきますけれども、鳥井参考人は、日本人は、あるいは日本

は、異文化体験というのが總じて乏しいんだろうというふうに思つています。私もそうだというふうにも思います。

先ほど、来日外国人の犯罪は減つてゐるんだというふうな御指摘もありました。ネガティブな意

識というのを払拭して外国人を受け入れるということ、ともにワイン・ワインの関係になつて、单

に労働力だけでなく社会全体を活性化していく

一七%でございますね。検証しているとはなかなか受け取りにくい数字でございます。そういうことにについて、状況を教えていただければとい

ます数の問題でござります。

○西田委員 ありがとうございます。

○新島参考人 フォローアップ調査につきまして

が証明をしておる、五年間以上の実務経験がある、そして非正規滞在、オーバーステイというだけの違反であるというような基準をつくって、オリンピックアムネスティーをぜひ実施していただきたい。そのような人権にかかるアムネスティーがあると、オリンピックにふさわしい労働者が生まれてくるのではないかなどいうふうに思つております。

以上です。  
○都委員 なるほどといふふうに私も思わせていただきました。

私は、たび重なる法務委員会の質疑で、昨年もことしも実は伺わせていただいておりまして、法務省としてそういうことを把握されているのか

といつたことを質問してきましたが、そのたびに答弁はJ-ITCの方でなさつていらつしやる

と。

私は、本来これは、J-ITCの方でやることな

のか、自主的にやつていらつしやるのか、その辺はちょっとわからないのでござりますけれども、

まず数の問題でござります。

○西田委員 たび重なつて申しわけございません。

○新島参考人 フォローアップ調査につきまして

が証明をしておる、五年間以上の実務経験がある、そして非正規滞在、オーバーステイというだけの違反であるというような基準をつくって、オリンピックアムネスティーをぜひ実施していただきたい。そのような人権にかかるアムネスティーがあると、オリンピックにふさわしい労働者が生まれてくるのではないかなどいうふうに思つております。

以上です。  
○西田委員 ありがとうございます。

○新島参考人 技能実習制度を運営するに当たつての全般的な委託事業を受けています。先ほど申しあげました巡回指導等もこれは委託事業で、そ

の中にこのフォローアップ調査が入つていて、

うことでござります。個別ということではなくて、全体の中にもう一ついう項目が入つていて、

○西田委員 たび重なつて申しわけございません。

○新島参考人 フォローアップ調査につきまして

は、先ほど申し上げたことでございますが、これ

以外にも、我々、相手方政府窓口といろいろチャ

ンセルがございます、定期協議等をやつておりますので、そういう状況の中で、母国に帰つた後の

就職状況等については、一応できる範囲で把握をするということでお尋ねします。お手元に配付した資料の十三ページでございますが、復職して活躍しているとか、起業しているとか、いろいろ具体的な事例もございます。

当然、こういった効果測定という観点から見れば重要ですので、こういうフォローアップ調査に限らず、我々、日々の活動の中で、特に相手方の送り出し機関なり政府なりと情報交換しながら、把握に努めてまいりたいと思っております。

○西田委員　ありがとうございます。

ことし四月の当委員会の質問で、谷垣大臣に私が伺わせていただいた内容があるんですけれども、きょうも新島参考人の方から国の内訳についてのお話がありました。中国が大体八%から今はもう六九%、約七〇パーセントでございますね。減っているとはいえ、引き続き、依然として大多数が中国からだということです。

ということは、私は、今のこの技能実習制度といふことは、言葉をかえれば、技術移転による国際貢献だといふうに言えば聞こえはいいんですけど、中国への技術移転による中国への貢献だという実態になつてているといふうに思うわけでございます。

実際、中国というのは、報道ベースでそれとも、昨年は無人探査機が月面にまで着陸しているようないくつかれて、そういう国に技術移転で国際貢献をする必要がどこにあるのかというふうに率直に思つています。

そういった意味から、この制度をもう一度考えていく必要があるかというふうに私は実は思つております。参考人の御感想をお聞かせいただきたい。私は、そういう今中国に偏つてゐる状況、これは、中国への貢献制度と見られておかしくない状況になつているといふうに認識するんですが、参考人の御意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○新島参考人　特定の国に偏つてゐるのではない

かという御指摘でございますが、この技能実習制度そのものが民間ベースの受け入れでございます。具体的には、送り出し機関と受け入れ機関との間の協定でボリュームが決まるということです。

いまして、先ほど申し上げたように、十五の国とやつていてあるということでございます。

最近の傾向は、先ほど申し上げたように、八割以上あつたのが今七割を切る状態だということです、この傾向は、多分これからも少し続くんだらうというふうに思つております。

やはり、国内でのニーズ、海外進出企業がどういう国にターゲットを絞るかということとの兼ね合いもあるかと思います。あるいは、それぞれの相手国の経済水準、賃金格差がどういう状況にあるかというようなことを踏まえた動きだと思います。

中国について、途上国なのかという御指摘がございませんけれども、中国とつても、かなり広い範囲で経済活動をやつておりますので、業種によりましては、やはりそいつたニーズはあるかと思いますし、日本の企業も現地に進出をしているわけでございますので、そういう観点から見れば、必ずしもそれが全く不適切ということではなかろうと思います。

○西田委員　ありがとうございます。

今、制度改正の議論が盛んですので、引き続き、そういう観点からも私は意見を言つていきたいなというふうに実は思つております。

済みません、実習生にある程度特化しての質問になつてしまつておりますが、次に、きょうは、高橋参考人からも影の部分についてのいろいろなお話がありましたが、それは決して影ではなくて、制度そのものなんだというふうなお話でございました。

私も、個人的な知り合いの中で、技能実習制度、もしくは研修制度のころから長年活用されていらっしゃる企業さん、何軒も、何社も存じ上げてございます。

かという御指摘でございますが、この技能実習制度そのものが民間ベースの受け入れのために事業協同組合での、国別に受け入れ数を定めるというような仕組みになつておらないわけでございます。

具体的には、送り出し機関と受け入れ機関との組合でボリュームが決まるということです。

いまして、先ほど申し上げたように、十五の国とやつていてあるということでございます。

最近の傾向は、先ほど申し上げたように、八割以上あつたのが今七割を切る状態だということです、この傾向は、多分これからも少し続くんだらうというふうに思つております。

やはり、国内でのニーズ、海外進出企業がどういう国にターゲットを絞るかということとの兼ね合いもあるかと思います。あるいは、それぞれの相手国の経済水準、賃金格差がどういう状況にあるかというようなことを踏まえた動きだと思います。

中国について、途上国なのかという御指摘がございませんけれども、中国とつても、かなり広い範囲で経済活動をやつておりますので、業種によりましては、やはりそいつたニーズはあるかと思いますし、日本の企業も現地に進出をしているわけでございますので、そういう観点から見れば、必ずしもそれが全く不適切ということではなかろうと思います。

○西田委員　ありがとうございます。

今、制度改正の議論が盛んですので、引き続き、そういう観点からも私は意見を言つていきたいなというふうに実は思つております。

済みません、実習生にある程度特化しての質問になつてしまつておりますが、次に、きょうは、高橋参考人からも影の部分についてのいろいろなお話がありましたが、それは決して影ではなくて、制度そのものなんだというふうなお話でございました。

私は、制度の発展の中でも、何でもっと商工会議所さんとか商工会さんが技能実習制度を活用しながら、受け入れ企業に問題がある場合もありますし、受け入れ企業に問題がある場合もありますし、監理団体に問題がある場合もありますし、もしくは送り出しの団体に問題がある場合もあります。それぞれの類型をしっかりと把握して適切に組合型ということです、ほかに、商工会とか商工会議所、公益法人などがあります。協同組合自体につきましては、それぞれの根拠法がございます。それに基づいて設置をされて、その事業の中で技能実習生受け入れ事業等があるというふうに理解しております。実習生受け入れのためだけの協同組合といふのは、本来、協同組合としては成立しないはずでございます。

そういうことと申しますか、そういうものが求められると思います。当然、これ自体は非営利ということ

ておりますし、受け入れの団体さん方との交流もあるわけでございます。中には、完全に安価な労働力のみという発想で受け入れていらっしゃる方々もいらっしゃいます。あるいは、来る研修生もしくは実習生も、単に出稼ぎ、単純に出稼ぎという感覚で来ている研修生もおりました。失踪した研修生、実習生もおりました。

どういうことかといいますと、こちらに来る前に本国で借金漬けになつてるとか、あるいは、金額よりも高い金額をもらえると。来ると、やはり一定の中国人ネットワークにあつて、それにはひつかかるんですね。そうすると、おまえ、一日そこでやつても一万円ももらえないんだつたらこつちに来いと。こつちに来いというのが、実はアンダーラグランドな業界であつたりとかするところでもあるやん伺いますし、私は、やはり、この制度が持つてゐる改善していかなければいけない点というのは、いろいろなところに要素があつたうかといふふうに思つております。

制度そのものといつた問題意識というのは私も理解するものでございますが、では、制度をなくせばいいのかといふと、なかなかそういうことはないのではないかと思うのも思つます。やはり、運用の実態をきちんと見きわめて、しかるべき改善策をやつていかなきやいけないというふうに思つております。

私は、制度の発展の中でも、何でもっと商工会議所さんとか商工会さんが技能実習制度を活用しながら、受け入れ企業に問題がある場合もありますし、受け入れ企業に問題がある場合もありますし、監理団体に問題がある場合もありますし、もしくは送り出しの団体に問題がある場合もあります。それぞれの類型をしっかりと把握して適切に組合型といふことで、ほかに、商工会とか商工会議所、公益法人などがあります。協同組合自体につきましては、それぞれの根拠法がございます。それに基づいて設置をされて、その事業の中で技能実習生受け入れ事業等があるというふうに理解しております。実習生受け入れのためだけの協同組合といふのは、本来、協同組合としては成立しないはずでございます。

そういうことと申しますか、そういうものが求められると思います。当然、これ自体は非営利ということ



終わらせていただきます。

鳥井参考人には質問できなかつたことをおわび申し上げます。申しわけございません。

○ 椎名委員長 次に、椎名毅委員。

○ 椎名委員 結いの党的な椎名毅でございます。

本日、四名の参考人の先生方、大変御多用の中、このよきな機会を設けていただきまして、貴重な御意見を御陳述いただきましたこと、まずもつて私からも感謝を申し上げたいというふうに思います。

私はからは、幾つか伺いたいことがあるんですけれども、まず最初に、高橋参考人に伺います。

日本が経済成長していくために、外国人、特に高度の外国人を受け入れるということは非常に有意義なことであるという趣旨のお話をいただきました。しかし、今現状において、日本は人材獲得競争に負けているというようなお話をあつたかと競争なんだというふうに思います。今、私が学生だったころに既に言われていたことだつたと思いまどりに一定数いるんだと思います。しかし、留学を受け入れるというのは、これもやはり都市学について伺いたいんです。

昨今、日本に留学をしてくれる方というのは、そういうふうに思います。そういった観点から、私が少し興味を持つていてる外国人の受け入れ、特に留学について伺いたいんです。

それなりに一定数いるんだと思いません。しかし、留学生の数、質ということを考えた場合に問題になるのは、やはり日本の高等教育機関に来て本当に一流の教育が受けられるのかといふことと、もう一つは、将来就職がきちつとできるのか、これが非常に大きいと思います。

したがいまして、学力という観点からは、やはり日本の高等教育の質をさらに上げていくということをしないと、委員御指摘のように、日本からの人材流出も招いてしまうということだと思います。したがつて、国内人材であれ海外人材であれ、超一流の人材を日本に集めるために高等教育の質を上げる必要があるというふうに思います。

ただし、超一流でなくても、いわゆる一流あるいは一流半の人材でも日本にとってこれから非常に有益だと思いますので、そこは超一流だけというふうに思つてます。そこで狭く考える必要はないというふうには思つています。

それから、もう一つは、やはり日本で就職できる環境、ここは非常に必要だと思います。一方で、日本の企業を考えてみますと、労働力不足が非常に深刻になつてきて、いわゆる工場労働者だけではなくて中間管理職も不足してきているというふうに思つてます。日本人の高度人材になり得る方々が既に日本の大学といふものを見捨て始めてる中で、日本の大学で留学を受け入れていくところは非常多で、これが果たしてどうなのがというところは非常に大きな課題だというふうに思つてます。東大が全科目、アンドーグラッドで英語化をすると

いうような話が報道されたが、にわかに否定されたりとか、迷走している部分も結構あります。

今後、高度人材を受け入れていくためには、やはり大学の学生の時代から受け入れて育て上げていき、そして日本で働いてもらう、こういうスケームをつくり上げなきやいけないと思うんです。

そうすると、日本の大学の英語化を含めて、国際化を図つていくこと、というのは非常に重要な御意見を御陳述いたきましたこと、まずもつて私からも感謝を申し上げたいというふうに思います。

私がからは、幾つか伺いたいことがあるんですけれども、まず最初に、高橋参考人に伺います。

日本が経済成長していくために、外国人、特に高度の外国人を受け入れるということは非常に有意義なことであるという趣旨のお話をいただきました。しかし、今現状において、日本は人材獲得競争に負けているというようなお話をあつたかと競争なんだというふうに思います。今、私が学生だったころに既に言われていたことだつたと思いまどりに一定数いるんだと思いません。しかし、留学を受け入れるというのは、これもやはり都市学について伺いたいんです。

昨今、日本に留学をしてくれる方というのは、そういうふうに思います。そういった観点から、私が少し興味を持つていてる外国人の受け入れ、特に留学について伺いたいんです。

それなりに一定数いるんだと思いません。しかし、留学生の数、質ということを考えた場合に問題になるのは、やはり日本の高等教育機関に来て本当に一流の教育が受けられるのかといふことと、もう一つは、将来就職がきちつとできるのか、これが非常に大きいと思います。

したがいまして、学力という観点からは、やはり日本の高等教育の質をさらに上げていくということをしないと、委員御指摘のように、日本からんどん受け入れて日本で教育をしていくというの非常に重要なではないかなというふうに思います。

そういう点に関連してもう一点なんですけれども、国際的に著名な大学の誘致というのを日本でやつしていくべきだと僕自身は思つてます。

シンガポールは、国際的に、高度な大学の誘致をするというプログラムをしております。その結果、何が起きているかというと、インシアードといふ世界で最もすぐれたビジネススクールの一つだつたり、シカゴ大学のビジネススクールだつたりといふのがアジア・キャンパスとしてシンガポールにあつたりします。さらには、シンガポール国立大学、NUSというのがエール大学と提携プログラムをやつたりしています。

こういった形で、日本に高度人材を受け入れる

う観点に立つと、例えは海外で日本の企業に就職した人、そういう人たちを日本にもう一回研修等で連れてきて、そこで磨いて、また母国に戻してあげて、結果的に、中堅人材、グローバルな人材

を育てていくとか、そういう観点もあると思いま

すので、ぜひとも、高度人材の卵である留学生を出しも入りもふやすということでお政策を集中していく、それから、その裏側で日本の教育の質を上げていくことが必要ではないかと私は思います。

○ 椎名委員 ありがとうございます。

先ほど遠山先生も御指摘していましたけれども、必ずしも高スペックでない英語をしゃべれる人というのもそういうニーズがあるというのは、私自身も非常にいろいろな方々から指摘をいただ

くところでして、そういう意味で、超一流からそうでない人たちまで、さまざまな方々を日本にどんん受け入れて日本で教育をしていくというの非常に重要なではないかなというふうに思います。

そういう点に関連してもう一点なんですけれども、国際的に著名な大学の誘致というのを日本でやつしていくべきだと僕自身は思つてます。

シンガポールは、国際的に、高度な大学の誘致

をするというプログラムをしております。その結果、何が起きているかというと、インシアードと

ボールは、そういう点もやつていたというふうに思つます。したがつて、誘致だけではなくて、海外の大学との交流を深めていくことで学生、教員ともに交

換されること、そこも含めて必要ではないかとい

うふうに思います。

○ 椎名委員 ありがとうございます。

先ほど、鳥井参考人から、非正規在留者という方が地域社会の中でかなり大きな影響力を持つてます。私自身も、知人の中で、障害のある方だつたりして、決して、結婚のマーケットの中で、有利にお嫁さんを探していくことができるようになります。

次に、安富参考人に伺いたいと思います。

先ほど、鳥井参考人から、非正規在留者とい

う方が地域社会の中でかなり大きな影響力を持つ

ています。私自身も、知人の中で、障害のある方だつたりして、決して、結婚のマーケットの中で、有

利にお嫁さんを探していくことができるよう

ではないような方という意味なんですが、

そういう方々が、オーバーステイだつたり資格外労働だつたりをしている外国人の方々と結婚をし

たりして、決して、結婚のマーケットの中で、有

利にお嫁さんを探していくことができるよう

ではないような方という意味なんですが、

そういう方々が、オーバーステイだつたり資格外労働だつたりをして、外国人の方々と結婚をし

たりして、決して、結婚のマーケットの中で、有

利にお嫁さんを探していくことができるよう

うことだけが解ではないのではないかというふうに思つたりもするわけです。

ぜひ、安富参考人に、例えば特別在留許可を柔軟に認めていくつたり、こういった非正規の在留者、滞在者の方々に対するお考えというのをいたなければというふうに思います。

○安富参考人 お答えいたします。

今委員御指摘のとおり、さまざまな形での非正規在留者の方がいらっしゃることは承知しております。中には、日本の社会生活の中になじんでおられる、また、いろいろな日本人の方との関係も、深い関係をお持ちの方もいらっしゃるということも承知しております。

問題は、不法滞在ということに形式的には当たるわけでございますので、ただ、それを機械的に取り締まって、そして退去強制をするということではないかがなものかなというのは、私もそう思います。今委員御指摘のとおり、特別在留許可等の柔軟な対応というようなものもあっていいんだろうと思います。

やはり、そこには、本当に、そういう意味で、社会に打ち解けて、社会の中で、日本の中で暮らしているらっしゃるという方と、中には、そうではなくて、あくまでも偽装で、自己の日本にいたという理由で、何らかの偽装工作をされて不法滞在しているという外国人の方もいらっしゃると思います。

そういう意味では、まさに特別在留許可を出すかどうかということの法務大臣の裁量でございまして、そこらあたりの的確なる運用ということがこの課題ではないかというふうに思います。

そういう意味で、個別の事案について、個別に適切に入管当局が対応していかれるということを私は期待しております。

○椎名委員 ありがとうございます。

済みません、ちょっと重ねてなんですが、それ、一定程度何かルール化するとかと、そこまで考へる必要ということ、考へるこ

とというのはできるんでしょうか。それとも、個別的な事情を重点的にきちんと判断するために

は、やはり裁量が広い方が望ましいとお考えなんでしょうか。

○安富参考人 これは私の私見でございますけれども、ルール化するということは、どうしてもそ

こには硬直化を招きます。そういう意味では、今この個別の事案に柔軟に対応できるというふうに思っていることでは、今のような制度のまま維持されでよいのではないかというふうに考えます。

○椎名委員 ありがとうございます。

次は、技能実習生の話について伺いたいと思

ります。鳥井参考人のお話は、まさに現場の事実をお語りになつていて、非常に感銘を受けたところでございます。

鳥井自身も、そもそも、名目である国際貢献と、それから実態である単純労働者の受け入れという、この実態の乖離について非常に指摘をしてきて、これをさつさと廃止して、単純労働者の受け入れという形にかじを切った方がいいというふうに思つています。

その中でも、先ほど鳥井参考人が御指摘されたいたところについてちょっと深く幾つか聞いてみたいんですけども、不適正事案と俗に言われているような事案の中で、いろいろな事案があると思います。おっしゃつておりましたが、その中で、先ほどお答えの中で、大半の人が実はいい経営者なんだ、非常にいい人なんだというふうにおっしゃつておつたかというふうに思います。

こんないい人がなぜそんな時給三百円とかで労働者を搾取しなきやいけないんだというふうにおっしゃつておりますけれども、なぜそういうことが起きてしまうのかというところについて、恐らく、多分そういった実施機関の方々にもいろいろインタビューをされていらっしゃると思うのも、それを、一定程度何かルール化するとかと、そこまで考へる必要ということ、考へるこ

ぜ、パスポートを預かつたりとか強制貯金をさせたりとか、さまざま労働法違反のようなことをしているのかといふところについて伺えればといふうに思います。

○鳥井参考人 御質問のあつたことなんですね。技能実習生には労働法が適用されるわけなんです。あるいは、例えば中国であれば、中国にも労働契約法、これは今の日本の労働契約法よりもある意味でいい法律ができます。このようないふうに思つております。

○椎名委員 ありがとうございます。

経営者はみんない人なんです。しかも、我が国はすばらしい労働法を持つてゐるわけですね。

技能実習生には労働法が適用されるわけなんです。それは構造にあります。

本来、労働基準、労働条件は、個別の労働契約でまず決まるわけです。ですから、受け入れておられる、今の言葉で実習実施機関、つまり企業、農家と技能実習生との労働契約で決まるはです。この労働契約は入管に届け出されておりま

す。この内容に法律違反があるわけじゃありません。ところが、この技能実習生をめぐって、この制度の中で、送り出し機関、送り出し会社という

ものまであります。これと別の契約を結んでいるわけですね。あるいは、送り出し会社、送り出し機関と監理団体の間で契約を結んでいるわけですね。これらががんじがらめになつて大変なことになつていています。

ですから、一つ一つを捉まえてみると、私は送り出し機関にも行つてきましたけれども、送り出し機関の方は、やはり送り出した実習生は適正に扱われてほしい、そうでないと、今まで長くやつておりますから、地域での信頼が失われてしまふんだと言われる方もいらっしゃるわけです。しかしながら、それ以外の契約がいろいろがんじがらめになつて、いろいろなところでお金を

抜いてしまうといふことがあります。

ですから、この制度は一日も早くやめて、いわば善良な社長さんが善良な社長さんとしていてただけるような制度といいますか、労働契約で決めていくという制度に変えるべきだろうというふうに思つております。

○椎名委員 ありがとうございます。

引き続き、技能実習生について、新島参考人に伺いたいと思いますけれども、先ほど来、皆さん、効果の判定という話について伺つていらっしゃいますけれども、ちょっとそれをさらに私自身も伺いたいと思います。

この技能実習制度 자체は、一年目で二級に切りかわるそのときに技能検定試験を受けるわけですがけれども、最後、その三年目を終了したときに一応、技能検定試験三級レベルに受かることが相当であるというふうにされているはずだと思いますけれども、しかし、実際この技能検定レベル三級の試験を受ける人というのはほとんどいないとうふうに聞いています。

先ほど鳥井参考人もおっしゃつておりましたけれども、実際に母国に帰られて仕事をしているというその仕事の内容自体は研修した内容とは全く違う仕事をしている人が結構多いと。参考人からお出しいただいた資料でも、帰国後の就職先における地位とかフォローアップの調査ということでそれども、実際には研修した内容とは全く違った仕事をしている人が結構多いと。参考人からお出し

いたかというふうに思います。

でも、先ほど、制度が始まつてから二十年間で全体として八十八万人という数字を挙げていただきたかというふうに思いますけれども、こういった方が、八十万人全部とまではなかなか言えないですが、八十八万人全部とまではなかなか言えますけれども、きちんとフォローアップをするための体制づくりというか、そういったところまできちんとできているのかといふところと、それ

で、実際に、そのJ-ITCOの方々、それから、国の方含めてですけれども、現地で実際にヒアリングをした上でこういう調査結果を出しているのか、ちょっと教えていただければというふうに思っています。

○新島参考人 先ほど申し上げましたように、この調査 자체は郵送で調査をしておりますので、たゞ、国からの委託ということで調査しておりますけれども、この調査の仕方についてはいろいろなことがあります。場合によつては現地へ出向いて調査するということもあります。場合によつては現地へ出向いて調査するということもあり得るでしょ  
うし、もつと母数をふやすということもあるうか  
と思います。

九十九  
わたしはこのレポートを書くことを喜んでいます。しかし、これでいいと我々思っているわけではありませんけれども、技能実習の成果が上がるよう、我々としても、これはある意味では制度の本来の趣旨でござりますから、ここはきちんとやつていくべきだらうと思います。

時間も参りましたので、最後の質問になります。けれども、私自身は、技能実習制度そのものの結構根本的な問題点の一つに転職ができないことと、いうのがあるというふうに思っています。先ほど、遠山先生の御指摘の中で、きちんと労働ビザをとつて働いていた中国人のシェフが別のところに行つてしまつたということがあつたかと思いますけれども、外国人技能実習制度については、基本的には、ここの一実施機関でその研修をするとなると、そこから逃げようがないわけです。ね。やはり、そういうことと、いうのは大きな弊害としてあるかと思いますけれども、最後に、鳥井参考人に、職場を変えることができない、移転の自由がない、ということに対し、どういった問題があつて、どういったことをお考えになるか、御意見をいただければというふうに思いま

○鳥井参考人 私たちのこの民主主義社会の労働す。

翠微の根元原則二、あつは、お使財寧原則二、

をいただいて、本当にありがとうございました。  
会を代表して、心から厚くお礼申し上げる次第で  
あります。今後ともどうぞよろしくお願いいたし

ます。  
どうぞ御退席ください。(拍手)

速記をとめてください

○山崎委員長 速記を起こしてください

—

○江崎委員長 次に、内閣提出、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を議題といふ

趣旨の説明を聴取いたします。谷垣法務大臣。します。

## 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

律案

〔六二〕  
周易抄註

部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

経済のグローバル化や少子高齢化の中で、今後、日本経済を新たな成長軌道に乗せるために、

高度の専門的な能力を有する外国人材の受け入れを促進することが求められています。また、我

が国の国際化の進展とともに、観光立国実現に向けて官民一体の取り組みがなされた結果、昨年の

外国人入国者数は初めて一千万人を超え、二〇一二年に東京で開催されるオリンピック・パラリン

問題を生ずるおそれな少ない外國人の出入國手續の簡素化、迅速化を図ることが急務となつております。

この法律案は、以上に述べた情勢に鑑み、所要の法整備を図るため、出入国管理及び難民認定法

の一部を改正するものであります。

卷之三

第一類第三号

る法律

第一条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条の二」を「第二十六条の三」に改める。

第二条の二第一項中「在留資格」の下に「高度専門職の在留資格にあつては別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み」を加え、「別表第一の二の表を「同表」に改め、同条第二項中「技能実習」を「高度専門職の在留資格にあつては二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、技能実習」に、「二の表」を「同表」に改め、同条第三項中「公用」の下に「高度専門職」を、「永住者の在留資格」の下に「(高度専門職の在留資格にあつては、別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。)」を加える。

第六条第一項ただし書中「第二十六条の二第二項」の下に「又は第二十六条の三第一項」を加える。

第七条第一項第二号中「二の表」の下に「高度専門職の項の下欄第二号及び」を加え、「(二に係る部分に限る。)及び並びに五の表の下欄(口に係る部分に限る。)」を削り、同条第二項中「別表第一の五の表の下欄(イからハまでに係る部分に限る。)」を別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号からハまでに、「同項第二号」を「前項第二号」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

(船舶観光上陸の許可)

第十四条の二 入国審査官は、指定旅客船(本邦と本邦外の地域との間の航路に就航する旅客船であつて、乗客の本人確認の措置が的確に行われていることその他の事情を勘案して法務大臣が指定するものをいう。以下同じ。)

に乗つてゐる外国人(乗員を除く。)が、当該

指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該

下船する都度当該出入国港から当該指定

旅客船が出港するまでの間に帰船することを

条件として、出国するまでの間三十日(本邦

内の寄港地の数が一である航路に就航する指

定旅客船に乗つてゐる外国人にあつては、七

日)を超えない範囲内で上陸することを希望

する場合において、法務省令で定める手続に

より、その者につき、当該指定旅客船の船長

又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申

請があつたときは、当該外国人に対し船舶観

光上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、指定旅客船に乗つてゐる外

国人(乗員を除く。)が、三十日を超えない期

間内において、数次にわたり、当該指定旅客

船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅

客船が寄港する本邦の出入国港において下船

する都度当該出入国港から当該指定旅客船が

出港するまでの間に帰船することを条件とし

て上陸することを希望する場合において、法

務省令で定める手続により、その者につき、

当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船を

運航する運送業者の申請があつたときであつ

て、相当と認めるときは、当該外国人に対し

その旨の船舶観光上陸の許可をすることがで

きる。

3 入国審査官は、前二項の許可に係る審査の

ために必要があると認めるときは、法務省令

で定めるところにより、当該外国人に対し、

電磁的方式によつて個人識別情報を提供させ

ることができる。

4 第一項又は第二項の許可を与える場合に

は、入国審査官は、当該外国人に船舶観光上

陸許可書を交付しなければならない。

5 第一項又は第二項の許可を与える場合に

は、入国審査官は、法務省令で定めるところ

により、当該外国人に対し、上陸期間、行動範囲その他必要と認める制限を付することができる。

6 前条第一項ただし書の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

7 入国審査官は、第二項の許可を受けている外国人が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報提供させることができる。

8 入国審査官は、第二項の許可を受けている外国人が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、当該外国人が第五条第一項各号のいずれかに該当する者であることを知つたときは、直ちに当該許可を取り消すものとする。

9 前項に定める場合を除き、入国審査官は、第二項の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認める場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。

この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国するために必要な

ときは、当該外国人が出国するために必要な

期間を指定するものとする。

第十五条第六項中「前条第一項ただし書」を「第十四条第一項ただし書」に改める。

第十九条の五第一項第一号中「除く。」の下に「又は高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の下欄第二号に係るものに限る。)をもつて在留する者」を加え、同項第三号中「永住者」を「前二号に掲げる者」に改め、同項第四号中「永住者」を「第一号又は第二号に掲げる者」に改める。

二 技能実習の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。)の技能実習の項の下欄第二号に係るものに限る。)技能実習の在留資格(同表の技能実習の項の下欄第一号又は口に係るものに限る。)をもつて本邦に在留して

いた外国人

二 技能実習の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。)の技能実習の項の下欄第二号又は口に係るものに限る。)技能実習の在留資格(同表の技能実習の項の下欄第一号又は口に

係るものに限る。)をもつて本邦に在留して

いた外国人

二 第二十条の二第二項中「技能実習の在留資格(別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号又は口に係るものに限る。)」を「前項各号に



を次のように改める。

技術・人文知識・国際業務
本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を有する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。)

別表第一の二の表人文知識・国際業務の項を削り、同表企業内転勤の項中「この表の技術の項又は人文知識・国際業務の項」を「この表の経営・管理の項」に改め、同表興行の項中「この表の投資・経営の項」を「この表の経営・管理の項」に改める。  
別表第一の四の表留学の項中「高等部」の下に「中学校(中等教育学校の前期課程を含む)若しくは特別支援学校の中学校部、小学校若しくは特別支援学校の小学部」を加える。  
別表第一の五の表特定活動の項を次のように改める。

特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動

## 第二条 出入国管理及び難民認定法の一部を次の ように改正する。

目次中「第九条を「第九条の二」に改める。

第九条第四項第一号中「第七項」を「第八項」に改め、「受けた者」の下に「(同項第一号ハに該当するものとして登録を受けた者にあつては、次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所持している者に限る。)」を加え、同条第七項第一号を次のように改める。

一 次のイからハまでのいずれかに該当する者であること。

イ 第二十六条第一項の規定により再入國の許可を受けている者

ロ 第六十二条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者

ハ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者であることを。(イに該当する者を除く。)  
本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)

5 入国審査官は、次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所

経営・管理	高度専門職
く。)	<p>一 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの</p> <p>イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら經營し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら經營し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら經營する事業を自ら經營する活動</p> <p>ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら經營する活動</p> <p>二 前号に掲げる活動を行つた者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動</p> <p>ロ 本邦の公私機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p>ハ 本邦の公私機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>二 イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授の項から報道の項までの下欄に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、興行の項若しくは技能の項の下欄に掲げる活動(イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。)</p>



いて、旧入管法第十九条第二項の規定に基づき付された条件は、新入管法第十九条第二項の規定に基づき付された条件とみなす。

この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の五の表の下欄(ニに係る部分に限る)に掲げる活動のうち次の各号に掲げるものを行う者としての同表の上欄の在留資格をもつて在留する者は、新入管法第二十条の二第一項(第一号に係る部分に限る)の規定にかかわらず、高度専門職の在留資格(新入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る)への変更を受けることができる。この場合において、新入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動とあるのは、「出入国管理及び難民認定法」一部を改正する法律(平成二十六年法律第二号)附則第三条第五項各号に掲げる活動」とある。

一本邦の公私機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動

二 一本邦の公私機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

三 一本邦の當利を目的とする法人若しくは法律上資格を有する者が行うこととされている法律若しくは会計に係る業務を行うための事務所の經營若しくは管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

(在留資格認定証明書に関する経過措置)

第四条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請が

あつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

一 新入管法別表第一の二の表の高度専門職の下欄第一号イからハまでに掲げる活動

二 新入管法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動 同表の経営・管理の在留資格

三 新入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動 同表の技術・人文知識・国際業務の在留資格

(罰則に関する経過措置)

第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正)

第七条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部(平成三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十四条第一項」の下に「、第十四条の二第一項若しくは第二項」を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。  
別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六

年政令第三百十九号)の項中「第七条の二第一項」の下に「、第九条の二第一項及び第八項」を「及び第六項」の下に「、第十四条の二第四項」を加える。

#### 理由

我が国の経済の発展に寄与する外国人の受け入れを促進するため、高度の専門的な能力を有する外国人に係る在留資格を設ける等の在留資格の整備を行うほか、上陸審査の手続の一層の円滑化のための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。